平成18年第1回佐渡市議会定例会会議録(第8号)

平成18年3月28日(火曜日)

議事日程(第8号)

平成18年3月28日(火)午後1時00分開議

第 1 (総務文教常任委員会に付託した件)

議案第2号から議案第11号まで、議案第36号、議案第58号、議案第64号、議案第67号から議案第71号まで、議案第79号、陳情第1号、継続審査中の平成17年請願第10号及び継続審査中の平成17年請願第16号

(厚生常任委員会に付託した件)

議案第12号から議案第18号まで、議案第59号から議案第61号まで、議案第66号、議 案第72号、議案第78号、請願第3号及び継続審査中の平成17年陳情第4号

(産業経済常任委員会に付託した件)

議案第19号から議案第24号まで、請願第1号及び請願第2号、継続審査中の平成17年請願第2号、継続審査中の平成17年請願第4号及び継続審査中の平成17年請願第8号

(建設常任委員会に付託した件)

議案第25号から議案第27号まで、議案第29号から議案第33号まで、議案第37号から 議案第42号まで、議案第62号及び議案第63号、議案第65号、議案第73号

- 第 2 議案第74号
- 第 3 議案第75号
- 第 4 議案第76号
- 第 5 議案第77号
- 第 6 発議案第2号
- 第 7 発議案第3号
- 第 8 空港対策等交通問題特別委員会の最終報告の件
- 第 9 観光問題等調査特別委員会の最終報告の件
- 第10 新市建設計画等調査特別委員会の最終報告の件
- 第11 行財政改革等調査特別委員会の最終報告の件
- 第12 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第13 議長の辞職
- 第14 常任委員会委員の選任
- 第15 議会運営委員会委員の選任
- 第16 議会報編集特別委員会委員の選任
- 第17 発議案第4号
- 第18 空港対策特別委員会委員の選任
- 第19 発議案第5号

- 第20 議員定数特別委員会委員の選任
- 第21 発議案第6号
- 第22 行財政改革特別委員会委員の選任
- 第23 議案第80号
- 第24 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 (総務文教常任委員会に付託した件)

議案第2号から議案第11号まで、議案第36号、議案第58号、議案第64号、議案第67号から議案第71号まで、議案第79号、陳情第1号、継続審査中の平成17年請願第10号及び継続審査中の平成17年請願第16号

(厚生常任委員会に付託した件)

議案第12号から議案第18号まで、議案第59号から議案第61号まで、議案第66号、 議案第72号、議案第78号、請願第3号及び継続審査中の平成17年陳情第4号

(産業経済常任委員会に付託した件)

議案第19号から議案第24号まで、請願第1号及び請願第2号、継続審査中の平成17年請願第2号、継続審査中の平成17年請願第4号及び継続審査中の平成17年請願第8号 (建設常任委員会に付託した件)

議案第25号から議案第27号まで、議案第29号から議案第33号まで、議案第37号から議案第42号まで、議案第62号及び議案第63号、議案第65号、議案第73号

日程第 2 議案第74号

日程第 3 議案第75号

日程第 4 議案第76号

日程第 5 議案第77号

日程第 6 発議案第2号

日程第 7 発議案第3号

日程第 8 空港対策等交通問題特別委員会の最終報告の件

日程第 9 観光問題等調査特別委員会の最終報告の件

日程第10 新市建設計画等調査特別委員会の最終報告の件

日程第11 行財政改革等調査特別委員会の最終報告の件

日程第12 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第13 議長の辞職

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の辞職

追加日程 副議長の選挙

追加日程 議席の一部変更

- 日程第14 常任委員会委員の選任
- 日程第15 議会運営委員会委員の選任
- 日程第16 議会報編集特別委員会委員の選任
- 日程第17 発議案第4号
- 日程第18 空港対策特別委員会委員の選任
- 日程第19 発議案第5号
- 日程第20 議員定数特別委員会委員の選任
- 日程第21 発議案第6号
- 日程第22 行財政改革特別委員会委員の選任
- 日程第23 議案第80号
- 日程第24 議員の派遣について

出席議員(58名)

1番	松	本	展	玉	君	2番	大	石	惣	一郎	君
3番	本	間	勘っ	大郎	君	4番	中	村	剛		君
5番	臼	杵	克	身	君	6番	島	倉	武	昭	君
7番	木	村		悟	君	8番	稲	辺	茂	樹	君
9番	金	田	淳	_	君	10番	臼	木		優	君
11番	山	本	伊元	と助	君	12番	浜	田	正	敏	君
13番	廣	瀬		擁	君	14番	大	谷	清	行	君
15番	小	田	純	_	君	16番	末	武	栄	子	君
17番	小	杉	邦	男	君	18番	池	田	寅	_	君
19番	大	桃	_	浩	君	20番	中	JII	隆	_	君
21番	欠				員	22番	岩	﨑	隆	寿	君
_						_					-
23番	高	野	庄	嗣	君	24番	欠				員
23番 25番	高中	野 村	庄良	嗣夫	君 君	24番 26番	欠 石	塚	_	雄	貞 君
									一文	雄夫	
25番	中	村	良	夫	君	26番	石	塚			君
25番 27番	中 若	村 林	良 直	夫 樹	君 君	26番 28番	石田	塚 中	文	夫	君 君
25番 27番 29番	中 若 金	村 林 子	良 直 健	夫 樹 治	君 君 君	26番 28番 30番	石 田 村	塚 中 川	文 四	夫 郎	君 君 君
25番 27番 29番 31番	中若金高	村林子野	良直健正	夫 樹 治 道	君 君 君 君	26番 28番 30番 32番	石田村名	塚中川畑	文 四 清	夫 郎 一	君 君 君 君
25番 27番 29番 31番 33番	中若金高志	村林子野和	良直健正正	夫 樹 治 道 敏	君君君君君	26番 28番 30番 32番 34番	石田村名金	塚中川畑山	文四清教	夫 郎 一 勇	君君君君君
25番 27番 29番 31番 33番 35番	中若金髙志臼	村林子野和木	良直健正正	夫 樹 治 道 敏 祥	君君君君君君	26番 28番 30番 32番 34番 36番	石田村名金渡	塚中川畑山邉	文 四 清 教 庚	夫郎 一勇二	君君君君君君
25番 27番 29番 31番 35番 35番 37番	中若金髙志臼佐	村林子野和木藤	良直健正正善	夫樹治道敏祥孝	君君君君君君君	26番 28番 30番 32番 34番 36番 38番	石田村名金渡金	塚中川畑山邉光	文四清教庚英文	夫 郎 一 勇 二 晴	君君君君君君君
25番 27番 29番 31番 33番 35番 37 39番	中若金髙志臼佐葛	村林子野和木藤西	良直健正正善博	夫樹治道敏祥孝之	君君君君君君君君	26番 28番 30番 32番 34番 36番 38番 40番	石田村名金渡金猪	塚中川畑山邉光股	文四清教庚英文	夫郎 一勇二 晴彦	君君君君君君君君

47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	5 2番	兵	庫		稔	君
53番	浜		鶴	蔵	君	5 4番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐 治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	金	子	克	己	君	60番	梅	澤	雅	廣	君

欠席議員(なし)

													_	
地方自治法第	等121条	その規定	Eにより	出席し	た者									
市	長	髙	野	宏一	郎	君	助		役	大	竹	幸		君
助	役	親	松	東	_	君	総務	亲課	長	燕	藤	英	夫	君
財政課	長	浅	井	賀	康	君	市瓦	き課	長	青	木	典	茂	君
企 画 情 課	報長	中	JII	義	弘	君	社会課	徐福	祉 長	熊	谷	英	男	君
環 境 保 課	健長	大	JII	剛	史	君	医療	₹ 課	長	木	村	和	彦	君
農 林 水 課	産 長	児	玉		剛	君	観 光課	ど 商	工 長	市	Щ		求	君
建設課	長	佐	藤	_	富	君	水追	1課	長	田	畑	孝	雄	君
会計課	長	粕	谷	達	男	君	選管 事務	・監 局次	渣 (長	藤	井	雄	_	君
農業委員 会	量会 長	永	井	忠	昭	君	農業事 務	委員	会長	渡	辺	兵 三	郎	君
教 育	長	石	瀬	佳	弘	君	教育	委員	長	豊	原	久	夫	君
教育委員 学校教 課	会育長	鹿	野	_	雄	君	教育 生課	委員	会習長	坂	本	孝	明	君
選挙管員員	理会長	林		千	隆	君	代監査	歪委	表員	清	水	→	次	君
消防	長	加	藤	侑	作	君	両津	支所	長	末	武	正	義	君
相川支剤	f長	大	平	三	夫	君	佐支	和所	田 長	清	水	紀	治	君
新穂支所	長	斎	藤		正	君	畑野	支所	長	荒		芳	信	君
真野支所	長	山	本	真	澄	君	小木庶務	支課	所 長	高	津	啓	介	君

事務局職員出席者

羽茂支所長

古

 \mathbb{H}

英

君

明

赤泊支所長

渡

辺

邦

生

君

事務局長 佐々木 君 事務局次長 田 富巳夫 均 Ш 君 議事係長 中 川 史 君 議事係 松 塚 洋 樹 君 雅

午後 1時00分 開議

○議長(浜口鶴蔵君) ただいまの出席議員56名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 (総務文教常任委員会に付託した件)

議案第2号から議案第11号まで、議案第36号、議案第58号、議案第64号、議案第67号から議案第71号まで、議案第79号、陳情第1号、継続審査中の平成17年請願第10号及び継続審査中の平成17年請願第16号

(厚生常任委員会に付託した件)

議案第12号から議案第18号まで、議案第59号から議案第61号まで、 議案第66号、議案第72号、議案第78号、請願第3号及び継続審査中の 平成17年陳情第4号

(産業経済常任委員会に付託した件)

議案第19号から議案第24号まで、請願第1号及び請願第2号、継続審査中の平成17年請願第2号、継続審査中の平成17年請願第4号及び継続審査中の平成17年請願第8号

(建設常任委員会に付託した件)

議案第25号から議案第27号まで、議案第29号から議案第33号まで、 議案第37号から議案第42号まで、議案第62号及び議案第63号、議案 第65号、議案第73号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条 の規定に基づき報告します。

議案第2号 佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部条例の制定について。本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃等の発生に際して、内閣総理大臣の指定により設置することとされている佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部に関して必要な事項を定めるものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。なお、本件について少数意見の留保がありますので、申し添えます。

議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定について。本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、佐渡市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く市民の意見を求めるとともに、当該市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するた

め、佐渡市国民保護協議会の設置に関し必要な事項を定めるものであります。審査の結果、賛成多数で可 決すべきものとして決定しました。なお、本件について少数意見の留保がありますので、申し添えます。

議案第4号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市の組織機構の見直しに伴う職員定数の改正であり、市全体の職員定数1,783人を1,667人とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに市長及び助役の給料の額については、特別職報酬等審議会に毎年諮問することと委員の任期を2年と定めることを主な内容とする条例改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国家公務員の一般職の職員の給与構造改革に準じて、本市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、その主な改正点は、4月1日から一般職の職員の給料表の水準を全体として平均4.8%、最高7.0%を経過措置を講じながら引き下げること、職務の級及び号給の構成を見直すこと及びこの改革に伴い関連する条例の文言整理等を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年4月から新潟県内でも地上デジタル放送が開始されることを受け、市のケーブルテレビでも地上デジタル放送を視聴できるよう再送信することに伴い、地上デジタル放送に対応していないテレビで視聴するために必要となるセットトップボックスの有償貸与方式を追加するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 相川町立小中学校児童生徒に対する通学費の補助に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、来月1日から佐渡市立小学校及び中学校児童生徒遠距離通学費等の補助規則を定め実施することから、これまで合併時の調整方針に基づき暫定施行していた相川町立小中学校児童生徒に対する通学費の補助に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、畑野地区公民館が畑野 就業改善センターから畑野農村環境改善センターに移転することに伴い、その位置を変更する必要が生じ たため本市公民館条例の一部改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして 決定しました。

議案第10号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市の図書館及び公民館図書室について、中央図書館を中心とした組織に一元化し、図書館ネットワークを構築することにより、市民サービスの向上と拡充を図るとともに、図書館協議会委員の定数及び任期を定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、危険物の規制に関する 政令並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正により、船舶の燃料タンクに直接給油する ための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所による船舶への給油が認められたことに伴い、貯蔵所の設置等 の許可申請に対する審査手数料を定める必要が生じたので、佐渡市手数料条例の一部を改正するものであ ります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、羽茂辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の変更について。本案は、平成16年度から18年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政計画に変更が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 平成18年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、予算規模で458億6,000万円となっており、平成17年度の当初予算に比べ39億4,000万円の減、率で7.9%の減となっているものであります。歳出においては、扶助費、公債費の義務的経費が増加しているほか、特別会計繰出金等の経費が大きな比重を占めております。歳出における目的別の主な構成は、総務費64億1,346万円、民生費86億9,347万6,000円、衛生費43億5,477万7,000円、農林水産業費43億1,065万8,000円、土木費51億2,759万6,000円、教育費45億5,424万6,000円、公債費77億1,023万7,000円、その他となっております。一方、歳入においては、税制改正や税収動向、今後の景気見通し等を考慮して市税を計上し、地方譲与税等についても国の地方財政計画や国庫補助負担金等の一般財源化に伴う税源移譲を考慮し、地方交付税については国勢調査による人口減等の影響額や前年度の交付実績を勘案の上、今後の補正財源等も考慮して予算計上されております。また、基金からの繰入金は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金及び特定目的基金からの繰り入れを計上しているものであります。歳入の費目別の主な構成状況は、市税55億6,089万1,000円、地方交付税203億円、国庫支出金23億764万7,000円、県支出金32億2,873万6,000円、繰入金26億7,894万7,000円、市債62億8,570万円、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。1、臨時を含む職員の人件費については、現在の実態では市民の理解を得ることが難しいことを認識し、類似団体を調査するなど、本来のあるべき姿を明確にした上で職員研修による意識改革を図り、その結果を組織機構に生かし、今だからできる独自の機構再編によって地域の発展と佐渡市の持続的活性化の基盤をつくり上げることが肝要であることを強く指摘する。

- 2、各種基金については、その管理は一元化し、運用益の増大を図るとともに、繰りかえ運用によって 一時借入金を抑制し、歳出の縮減に努めるべきであると思料する。
- 3、歳出について。(1)、2款総務費、1項総務管理費、11目コミュニティ活動推進費、19節負担金補助及び交付金のうち、地域・ふるさと振興事業については、その費用対効果を十分に検討し、市民が広く参画し、地域の産物、自然を生かし、持続的に行われる事業に対し補助するべきである。また、地域づくり活動に効果的な運用が図られる制度とするために審査方法や実績報告の実施などをNPOや民間団体等を交えて協議し、本事業の実施要綱について再度検討を加えることを望むものである。
- (2)、2款総務費、1項総務管理費、16目防災対策費の防災行政無線整備事業については、既にイントラネット、ケーブルテレビ、オフトーク等の各種情報伝達手段を整備、運用している地区もあることから、多額の費用を要する本事業は根本的に見直す必要がある。
 - (3)、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料及び17節公有財産購入費のうち陸

上競技場整備事業については、新市建設計画の見直しが行われていることを考慮し、新市としての政策に基づいた整備であるという根拠を示すべきである。また、位置と規模、周辺環境の整備、建設事業費などを十分に調査研究し、施設の整備効果を十分に得るための利用計画もあわせて示すべきものと思料する。よって、議会との協議を重ね、将来に禍根を残さぬよう要望する。

厚生常任委員会。1、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉施設管理運営費について。当該事業中、両津デイサービスセンターかんぞう管理運営業務委託料については、平成17年第4回定例会における総務文教常任委員会審査報告書の中で予算額の見直し等を強く求めていたところであるが、当初予定額のとおり600万円で予算計上されているため、当委員会において説明を求めたところ、当該指定管理者の申し入れにより、当初予定額のとおり年度協定を締結したいとの答弁であった。このことは、議会と執行部の信義則にもとる対応であり、当委員会としてはまことに遺憾であると言わざるを得ない。市は、適正な金額で事業を委託するよう指定管理者制度の基本に則した対応をされたい。

- 2、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の乳幼児医療費助成事業について。日本の人口は明治以降初めて減少に転じており、当市においても子供を育てやすい社会を目指し、子育て関連予算の抜本的な拡充が幅広く必要であると思料する。当該事業は、現行では就学前までの乳幼児が対象であるが、より一層制度を拡充されるよう努められたい。
- 3、4款衛生費、1項保健衛生費、5目人とトキとが共生できるまちづくりのトキ保護増殖事業について。佐渡市トキ野生復帰実行計画によれば、平成20年度にはトキを試験放鳥するものとされているが、現在の環境整備の進捗状況では目標達成は大変困難であると言わざるを得ない。トキの生息環境の整備に向けた取り組みをより強力に進められたい。
- 4、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の一般廃棄物収集運搬事業について。ごみ収集委託料については、県内の状況を参考とし、3割程度の減を目標とした段階的な是正に取り組んでいるとのことであるが、合理的な調整を行い、委託業者の人件費等の実態をよく把握して指導すること。

建設常任委員会。1、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費について。市道維持補修工事の道路冠水防止工事については、抜本的に問題解決を図るよう工事の見直しを含め再検討されたい。

2、8款土木費、2項道路橋梁費、6目街灯維持費について。街灯管理費については、通学路を優先的 に危険箇所への街灯設置を早期に完了させることを急務とし、そのためにも現在市が負担している電気料 については、今後は受益者負担とすることを検討されたい。

議案第64号 平成18年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、漁港修築事業に伴う公共 用地先行取得事業及び以前借り入れた起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算の総額 を歳入歳出それぞれ3億1,070万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとし て決定しました。

議案第67号 平成18年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ72万円とするものであり、歳入の主なものは財産運用収入及び基金繰入金で、歳出は管理会費、総務管理費及び予備費の経常的経費のみであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 平成18年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出

それぞれ181万円とするものであり、歳出の主なものは管理会費及び造林事業費で、その財源としては財産運用収入、基金繰入金及び受託事業収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成18年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ661万7,000円とするもので、歳出の主なものは財産管理費及び造林事業費等の経費であり、その財源としては財産収入及び受託事業収入等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成18年度佐渡市松ケ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ7万5,000円とするものであり、歳入の主なものは運営費負担金7万1,000円で、歳出の主なものは経常的経費である管理会費6万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成18年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算総額を134万円とするもので、歳入の主なものは受託事業収入102万3,000円及び財産運用収入18万6,000円であり、歳出の主なものは造林事業費の102万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について。本案は、新潟県市町村総合事務組合の構成団体である南魚沼地域広域連合が平成18年3月31日付で脱退すること及び同日限りで佐渡市が当該事務組合において共同処理をする事務のうち、職員の採用試験事務から脱退すること並びに平成18年4月1日から上越地域水道用水供給企業団が当該組合に加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、当該組合を組織している地方公共団体の数の増減及び規約の変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第1号 地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民サービス向上を求める陳情。本陳情は、各種の規制緩和や市場競争の徹底で住民の安全と財産が損なわれ、医療、年金、介護等の住民給付切り下げ、受益者負担の増大、三位一体改革の名のもとで地方交付税の削減などにより、住民の負担増と公共サービスの低下が著しく、所得による格差、地域による格差が拡大していること、また公共サービスの民間化や国から地方への財源保障が不十分なままでの事務移管は地方切り捨てにもつながり、住民生活のセーフティーネットの破壊につながりかねず、命と暮らしを守り、安全、安心な社会を確立することは国と自治体の役割であるとして、中越大震災や水害、豪雪対応などで果たしている住民の安全と財産を守る公的機関の役割を削減せず、住民サービスの向上を行うこと及び住民へのサービス業務を安易に民間にゆだねる市場化テストや規制緩和など、公共サービス業務の民間化を進める法制化を行わないよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続中の平成17年請願第10号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、一人一人の子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するための教育予算の拡充に向け、30人以下学級の実施を柱とする新たな義務標準法の策定といじめ、不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に

根差した教育の推進などの教育課題に対応するために義務標準法を改定するとともに、地域の特性や子供の発達段階を考慮した弾力的な教職員配置を行うように国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成17年請願第16号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願。本請願は、2006年度以降の税制改正に向けて、政府税制調査会の基礎問題小委員会が平成17年6月に取りまとめた個人所得課税に関する論点整理によると、給与所得控除の縮小、特定扶養控除及び配偶者控除の廃止等、勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容であるとして、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、議案第2号については、金山教勇君から会議規則第39条第1項の規定により、 少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

金山教勇君。

○34番(金山教勇君) おはようございます。

議案第2号につきまして、私は少数意見を持つ者として留保をさせていただき、これからその報告に入るわけですが、議会はゆうべからきょうの未明3時まで大変皆様もご苦労さまでした。中身はもう市民の一部の人には伝わっておると思いますが、議会の人事をめぐってであります。私もこのような時間、夜遅くというか、朝未明までごたごたが続く体験というのは初めてでありました。そして、特に気がついたのは、数を頼みにというか、大きな会派の人たちが、その中には大勢知性、知力を持った議員がおられるにもかかわらず、何分待て、何時間待て、私たちはそういう待ちの体制でおりました。振り返ってみれば、私は生まれるときからいつも少数者の立場にありました。そういう意味で、時の権力、力を頼みにするそういう人たちに対しては、いつも反感、反発、抵抗、そういう気持ちや姿勢を持ち続けてきました。

議案第2号でありますが、私が一番懸念するのは、こういう国、県の法整備のもとに地域、末端の市町村が戦争準備の態勢に組み込まれていくと、平和というものがますます遠ざかっていくということに大きな懸念を持つものであります。少数意見の報告というのはどういうふうにすればいいかということについて、何日も前に後ろに座っておられる先輩議員たちにお聞きしましたところ、「いや、おまえの思いのたけを存分にしゃべっていいのだ。時間はどれだけかかってもいい」、こういうふうに言われました。これは、私の能力を超えるものでありますから、そんなに延々とはやれないと思いましたが、しかしできるだけこれからこの問題について市民のみんなに本当に関心を持ってもらって、市民挙げてこの地域、あるいはこの国をどうすればいいか、そういうことを考えるきっかけにしたいと考えて原稿も用意いたしました。

ところが、ゆうべのああいう事態であります。緊急対処事態、この条例の後段の部分と同じものであります。私は、このときも考えました。待っている時間頭の中を駆けめぐるいろんな想念は、自分の自由であります。ふと思いついたのは、WBC、ワールド・ベースボール・クラシックで、この最終戦、決勝戦で日本が勝って、その後のイチロー選手の言葉を私はたまたまテレビを見ていてメモしたものがあります。

「最大の屈辱を味わって」、これは韓国に2敗したり、アメリカにも審判の間違いというか、そういうものによって「最大の屈辱を味わって、そしてキューバに決勝戦で勝った。最高の瞬間に浸って、こんなすばらしい仲間と一緒に、こんなすばらしい野球ができて、野球人生最高の日です」こういうふうに言っておりました。私は、そのときはイチロー選手と全く同じ無心な気持ちでこの言葉聞いておりました。しかし、きょうこの演壇に立つに当たって、私はこういう世界、野球に関心を持ったり、また一生懸命やっておる盛んな国が参加してこういう試合が行われるのも平和が存在すればこそ、そういうふうに私は思いました。これは、国技である相撲も、いろんなスポーツについて言えることだと思います。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 発言中恐縮ですが、少数意見の要旨、内容についてお願いいたします。
- ○34番(金山教勇君) 大変この内容も抽象的でありますので、少し前段説明が必要かと思いましたが、それでは意見の要旨に従って少し説明をさせていただきます。

国民保護法は、武力攻撃事態等への対処のための体制と法の整備をすることにより、国民の安全の確保に資することを目的としています。しかし、武力攻撃事態対処法などはそれ自体が、また1999年成立の周辺事態法とも連動して、アメリカが起こす戦争に日本が加担すると、そういうことによって戦争当事国になる危険性があります。加えて昨年末からことしにかけて新防衛計画の大綱が決定され、在日米軍基地の再編強化が図られようとしているなど、その確立は一層高くなっております。戦後日本は、悲惨な戦争体験の反省の上に立って、平和憲法のもと戦争による一人の加害者も被害者も出すことなく今日まで来ました。国民生活の安定を維持し、充実させるためにも今こそ平和を希求し、守り、生かし、広げることが後世代に残す最大の遺産であると考えます。

以上の理由から、あえてこのような危惧すべき事態を自ら招くことにつながりかねない議案第2号 佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部条例の制定について、反対をするものであります。

私は、総文委員会の中でもこのことについて質疑を何回もいたしました。その中でやはり市としての対応というのは、国、県で法律や県で決めたことだからというふうにしてもうそのままうのみというか、そのまんま素通りさせてこういうものを条例化していく、そういう感じを受けました。これは、非常に危険なことであると思います。

それで、ここにあります保護対策本部をつくって、これは武力攻撃にそういう事態が起きたとき、それから緊急対処事態、そういうものが起きたときの対策本部をつくるというものでありますが、執行部の一部の方以外、それから総文の委員の方、それから会議場におられる皆さんの大半は、武力攻撃事態というもの、それから緊急対処事態、これがどういうものであるかということをご存じではないと思います。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 金山教勇君に申し上げます。意見の要旨を提出されております。この要旨に従って ご発言をいただきたいと思います。
- ○34番(金山教勇君) 私は、こういう事態が起きたときのことを本気で一個人、人間として考えます。私は、今月去る15日に70歳の誕生日を迎えました。25歳のときにダイナマイト事故で足を切断し、身体障害者であります。そして、高齢者でもあります。そんな自分の身を振り返ってみると、これは武力攻撃事態はもちろんですが、自然災害にあっても私は自力ではほかのみんなより早く避難するとか、そういうことができないだろうと日ごろ考えております。

佐渡に母を持つ良寛さんが71歳のとき、文政のときですが、越後、三条方面に大きな地震があって、死

者1,400人で、家屋の倒壊9,800戸、火事による焼失1,200戸、こういう経験をしており、そのとき良寛は自分の知人に短い手紙を書いております。「地震は真に大変に候。打ちつけに死なば死なずて長らえて、かかる憂き目を見るがわびしさ」と。この歌の後に「しかし、災難に遭う時節には災難に遭うがよく候。死ぬ時節には死ぬがよく候。これはこれ災難を逃るる妙法にて候。かしこ」。私は、良寛のこういう心境に到底達するものではありませんけれども、やはり身障者、そして高齢であってみれば、緊急ないろんな災害、そういうものに遭ったときは自分なりの覚悟と、少しでも人に迷惑をかけない、そういうことをしなければならないと思っております。しかし、私はそういう仮の敵国を自分の想念の中に生み出したり、国に植えつけられたりして敵を意識しながら、いつそういう事態が起こるかわからないものに対して準備をし、また市民、国民をその訓練に巻き込んでいく、こういう時代が私は大変怖いと思っております。昔からパクスロマーナ、そして現代のパクスアメリカーナ、戦争は平和のためにやるのだということでずっと長い間繰り返されてきました。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 申し上げます。議案第2号の少数意見でございますので、配付されておる資料をお 読みいただきたい。
- ○34番(金山教勇君) 少数ですから、多数の人がちょこっとしゃべった時間に少しでも追いついて一生懸命伝えたいと思って頑張ってきました。しかし、後ろからの言葉というのは、人間やはり不安なものです。言葉だけに終わらないかもしれませんから。
 - 2号議案の少数意見者としての報告をこれで終わらせてもらいます。ありがとうございました。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、議案第3号については、金山教勇君から会議規則第39条第1項の規定により、 少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

金山教勇君。

○34番(金山教勇君) 今ほどと同じように、議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定について、私は少数者として反対の意見をこれから要旨に従って述べていきたいと思います。

先ほどの2号議案については、こういうふうに考えました。恐らくこの条例は、国、県に倣って表決が行われ、通っていくものだろうと予想したとき、私のような少数者の意見に対して、それに対する反論、条例案に対する賛成という意見や行動がたくさん起こるものと、私は半分はこわごわながら、半分は大いに期待をしておりました。しかし、2号議案についてはそのような気配が全くなくてきょうを迎えております。私は、これは賛成でも反対でもやはり議論を議会としても深め、また執行部側、行政側としてもまず大事なのは、国民保護であればその国民、住民にやはりこの計画の中身というものについて知らせ、そしてたくさんの意見を早くからやっていく、そういうことが必要であったと今思っております。

意見の要旨を申し上げます。国民保護法は、自治体や市民社会のレベルで、有事や戦時の状況を事前に想定し、あらかじめそれに備えることを目的としています。しかし、この法律が本当に市民や住民の安全を保護するためにつくられているのか、大きな疑問と不安を持っています。ことし1月末に新潟県の素案がまとまりました。今後の市町村との関係から考えても、その不安はさらに募るばかりです。そこには、日米一体の新たな軍事構想の要請に地方の自治体や市民が一方的に従わされていく、中央政府への従属の構図があらわになっております。

また、国民保護法が武力攻撃事態が起こる前からそれを想定していることにも大きな問題があります。 それは事実上戦争のための心理的な準備の強要が社会の中で深く浸透していく、そういうことが予測されるからであります。関連する佐渡市の条例案は、それが可決された後は議会のチェックもないまま新潟県国民保護計画と同様の佐渡市国民保護計画がつくられることになります。そこでは、住民の生命、身体及び財産の安全、その優先は認められず、かつ住民の基本的人権も侵害されるおそれが生じることになります。また、国民を保護する最良の方法である戦争を起こさない、戦争の予防のための地域や職場、学校などでの平和教育等の実施も行われないことになってしまいます。それは、あたかも戦争が今にも起こるということを絶えず住民の意識に植えつけ、それを利用して平素から自治体や地域住民組織を統制、監視しようというものであります。

これはまだ我々議会の内部でも話し声としても上がっていないように思いますが、共謀罪というような法律がつくられつつあります。そして、今度のこういう国民保護計画、こういうものは、本当にもう60年以上もたってしまった歴史を振り返ってみれば、また同じ過ちを繰り返すように私には思えてなりません。国民保護法は、その名前とは裏腹に国民を統制し、そして総動員の命令を可能にする、そういう戦前の法律と同じ性格のものであると私は考えております。また、共謀罪も、いろんな集会や人々、国民の言葉じりをとらえて、勝手に捕まえて、そして罪を着せる。これは、以前の治安維持法そのものであります。私は、そうではなくて、そういう60年前の本当に大変な、悲惨な犠牲を払って、国というよりも国民がその気になってつくった今の憲法、それを今までにも私は地域や職場や学校でもっともっと本当は平和についての議論や教育が展開されてこなければならなかったのではないかと考えております。私はたまたま生まれ年もよかったのか、昭和でいいますと昭和11年3月15日……

- ○議長(浜口鶴蔵君) 金山教勇君に申し上げます。3号について要旨を朗読してください。
- ○34番(金山教勇君) 多少の説明不足を今心からさせてもらっておるわけであります。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 何度も申し上げます。意見の要旨ということで配付されておりますので、これに基づいて発言を許します。
- ○34番(金山教勇君) 私は11年、母親から聞きますとその年は大雪でありました。東京にも雪が降りました。そして、その年の二・二六事件、これには両津出身の北一輝さんも後に結果として処刑をされておりますが、ああいうきな臭い時代に私は生まれたのですが、小学4年生のときに敗戦を迎え……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○34番(金山教勇君) はい。私は、中学校に入ったとき、文部省がつくったという「あたらしい憲法のはなし」、これを全生徒に配られました。ここを私はまとめとしてひとつ読んで終わりにしたいと思いますから、もうしばらくの時間拝聴をお願いします。

「そこで今度の憲法では、日本の国が決して二度と戦争をしないように、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは一切持たないということを決めました。これから先日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄と言います。「放棄」とは、「捨ててしまう」ということです。しかし、そういうものがないからといって、皆さんは決して心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません」。

私は、こういう平和のための教育を受けながら、それを頑迷に守ってきたそういう、今となれば少数者

の側に立つ人間かもしれません。しかし、私は議員の皆さんにも、また執行部の皆さんにも申し上げたい。 目先の人事とか行政の事業の展開だけでなく、もう少し想像力、イマジネーションというものをぜひお願いしたい。私は、人に命令できるような、そんな資格はありませんけれども、そういう想像力を持つことによって必ずその先には希望というものが遠い眼前に浮かんでくるのだと思っております。ありがとうございました。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、質疑の通告がありますので、お手元の質疑通告表のとおり発言を許します。 初めに、村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) それでは、総務文教委員長に質問させていただきます。昨日といいますか、昨日の朝10時から拘束されまして、けさの3時過ぎに議会が終わったということで、疲れておりますので、質問は私簡単にさせていただきます。きのうの議論のようなしっかりした答弁をお願いしたいと思います。

議案58号、一般会計予算の75ページです。総務費11項、これは後の同僚議員ともダブっていますのですけれども、コミュニティ活動推進費として地域・ふるさと振興事業6,050万9,000円が上がっています。これは、いわゆる通称チャレンジ事業と言いますけれども、地域活性化事業補助金でありまして、次のことについて審議をされたかどうか、お聞きしたいと思います。平成17年度の申し込み件数と許可件数と申請の金額。それから、認定された内容が目的にかなっているかどうかということ。それから、来年度ですが、翌年度、平成18年度の実施方向と許可予定の件数。それから、許可への審査の過程、チェック機能は十分にされているのかと。ばらまき型、丸投げ型になっていないか。だれが審査して許可をしているのか。

次に、79ページの15目姉妹都市等交流費、これも後の同僚議員とダブっていますのですけれども、姉妹都市交流事業として1,207万7,000円が上げられております。現在佐渡市としての姉妹都市は、国分寺市と埼玉県の入間市、それと中国のトキの洋県、この三つというふうに市は決めていますけれども、それまでいろいろ合併前の10市町村が行っていた各姉妹都市が幾つもあったと思うのですけれども、そちらの都市との交流事業は現在どうなっているのか。そして、今後はどうするのか。さらに、継続都市との、今三つの継続しているところのその理由、どのようなものをやっているのかということです。それから、今後の佐渡市の活性化のために、さらに新しく佐渡市にとってプラスとなる姉妹都市を計画されているのかどうか、その辺の審議をされたかどうか、委員長に答弁お願いします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) ただいまの村川議員からのご質問にお答え申し上げます。

まず、通称チャレンジ事業でございますけれども、平成17年度の申し込み件数は10件、そのうちの許可件数が9件、補助金総額783万4,000円となっております。その補助対象をしたものが目的にかなっているかどうかということでございますけれども、十分な審査をして補助決定をしておるので、目的にかなった補助であるというふうなことで委員会の方も了としております。

それから、平成18年度の予定件数と実施方向ということでございますけれども、ただいま現在での申し込み件数が27件、その補助金額合計で2,256万9,000円ということでございます。総額で6,000万強あるわけでございますから、まだ許可予定件数は十分あるというふうにご理解をいただければと思います。

それから、チェック機能についてということでございますけれども、審査会を設けておりまして、庁内

の課長を集めての審査会ということでございますが、ヒアリング等をやっておるので、今のところは十分 その機能を果たしているということでございます。

また、ばらまき、丸投げというふうなこともご指摘のようでございますけれども、これも審査をして、 さらにはその状況報告、あるいは実績報告、さらに終了後もその状況の報告を求めているというようなこ とで効果のある補助金であるというチェックはしっかりしておりますので、ばらまき、丸投げではないと いう執行部の答弁ということでございます。

チェック機関でございますけれども、助役、本庁課長、支所長間の中から10名を委員として任命しておるということでございます。

それから、姉妹都市については、委員既にご承知のように、入間市、国分寺、中国と3市は正式な調印をしておる交流都市でございますし、従前の旧市町村でやっておりました交流都市につきましては、佐渡市が合併したと同様に他の市町村におきましても合併等を行った、枠組みが変わったことにより、今後の継続についてはなお検討中というふうなことでございます。

その継続している姉妹都市との交流でございますけれども、本年度、18年度は入間市の場合、記念年度 というふうなことで芸能あるいは物産等々の大きな交流もあるように聞いております。その他については、 お互いの友好を深めるための表敬訪問というふうなことでございます。

今後の姉妹都市の検討については、新たには上越、あるいは長岡、新潟、こういった佐渡汽船航路と絡めてどのように新たな枠で交流をするかは、今後また協議をしたいというふうなことで説明を受けております。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 村川四郎君。
- このチャレンジ事業ですけれども、はっきり言って審査が甘い面が非常にたくさん ○30番(村川四郎君) あります。丸投げ型、ばらまき型になっていないと言われましたけれども、例えばひげ地鶏の事業を例に 挙げれば3年間で300万投入する。しかし、3年間で多分150万ぐらいの事業ではないかと思います。これ は、保護が目的というのであればまた別の見方もあるのですけれども、このチャレンジ事業の運営の仕方 では、佐渡市は非常に地域が活性化に結びつくチャンスだと思います。それだけにやる気がある地域にし っかりした計画を出させて、そして許可していただければ、費用対効果といってもいろいろ、例えば自然 を守る事業にしても、伝統芸能を守る事業にしても、そういう面の費用対効果も考えて、佐渡市の活性化 に結びつくような事業にぜひ委員会でも検討していってほしいと思いますし、この審査会が例えば今のと ころでははっきり言って企画情報がほとんど100%これを審査していると私は判断しております。ですか ら、企画では認可して、担当は例えば農水課で、農水課にこれはどういう事業なの、どういう目的でやっ ているのと聞いたら、いや、私のところではわかりませんという返事が現に返ってくる事業があったわけ です。ですから、その審査はしっかりやってほしいのと、3年間の補助金期間が終わったらその事業がつ ぶれるというか、やめて中止になるよというようなことはなしにしてほしい。少なくとも5年以上は継続 して事業を続けるようにということの審査をされたかというのと、場合によっては事業によっては3年間 でなくても4年、5年と補助をしてもいいと思うのですけれども、そこのところがされたかどうかという のと、もう一つあとコミュニティー事業も、それから次の姉妹もダブるのですけれども、姉妹都市のとこ

ろで1点お願いしたいのは、観光がこれだけ落ち込んでいるということで小木航路の問題が上がっている わけですけれども、上越市は非常に佐渡に対して小木航路の確保、それから佐渡の観光に対して市長を始 めとして議会も全面的に支援をしていただいています。上越市というのは、旧小木町とは友好港湾都市と いうことでずっと非常に深いつき合いを私ら議会もお互いに交流したりしてやってきている経緯があるの で、ぜひトップ同士が話し合って友好姉妹都市の中に早急に加えていただけるよう今後の新しい委員にお 願いしますけれども、その2点をよろしくお願いします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) チャレンジ事業についてのチェックが甘いというご指摘でございます。委員会審査段階におきまして多くの委員からもそのような形で意見が出されておりまして、したがいまして当委員会の予算の意見書を読んでいただきますとおわかりかと思いますけれども、この点について意見をしっかりと付したつもりでございまして、チェックのあり方についても庁内だけでなく、民間の活動している団体やNPO等も交えてだれから見てもしっかりと効果のある補助金になっているなとチェックできるような公開審査であるとか、そういったものも提案しながら委員会の審査を進めさせていただきました。継続して3年以上というところのそのような意見までは至っておりませんが、今後民間等を交えて本当に効果のあるもの、さらに走り続けなければいけないものというふうなすみ分けをしながら支援のあり方、この事業のあり方を検討していくべきではなかろうかというふうな意見でまとめておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、上越市についてはお願いというふうなことでございましたけれども、私どもそのように理解をしております。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、猪股文彦君。
- ○40番(猪股文彦君) けさの3時半まで待たされたためにもうろうとしておりますので、質問がちょっと 的外れになるかもわかりませんが、お聞きいたします。

議案58号の平成18年度佐渡市一般会計予算に関連して既に事前に早い段階に通告してありますので、きちっとしたご説明を求めます。情報通信施設管理費についてですが、前から1億4,000万余りのケーブルテレビについて、早く統合するか、民間に委託すれば1億余りこれ浮く、3,000万ぐらいでできるというのになぜ18年度もやるのか。しかも、佐渡で唯一ある佐渡テレビも同じような番組を何回もやる。佐渡市のテレビも同じような番組を何回もやる。簡単に言えば佐渡市の時間、佐渡テレビの時間帯を買えばいいのです。こんな簡単なことができなくてむだ金を使っているのは、恐らく市民はしかってくるだろうと思いますが、なぜこれが削減できないのか、審査の状況をお願いいたします。

次に、情報化推進費ですが、今のケーブルテレビに関連いたしますけれども、昨年イントラネットをやったときにイントラのネットの線が2回線余ると。それを利用してケーブルテレビをやるのだというご説明で通したかと思うのですが、それについて、まだ18年度は計画して、19年度にならないとテレビが見れない地域が多いということなのですが、そんなに難しいことなのかどうなのか、審査の経過をお尋ねいたします。

姉妹都市については同僚議員からありましたので、省略いたします。

それから、教育振興費についてですが、私は両津市時代から子供たちのいろんな活動についてはたくさん補助すべきだという考え方でありましたけれども、佐渡市になったらほとんどただで行っているという感じがあります。これは幾ら補助しようといっても、金のないときに受益者負担というものはやっぱりで両親から、保護者からしてもらうべきだと思うのですが、ほとんどただで行けるというのもいささか余りにも今の財政状況ではおかしいと思うのですけれども、その辺の審査状況をお聞かせ願います。

また、保健体育総務費ですが、1億7,700万あります。そこにはトライアスロンとロングライドの予算が約4,000万ありますけれども、この保健体育費というのは本来佐渡市民のための保健体育費でありまして、トライアスロンとかロングライドというのは観光対策に使われるものと考えられます。したがって、これは保健体育ではなくて、観光対策のところにつけるべきものだろうと考えられます。といいますのは、ロングライドの事務局長は佐渡汽船から来てやっている。これは、全く観光目的であります。この事業自体私は反対ではありませんけれども、こういうふうにして何か市民にわかりにくい予算の立て方はいかがなものかと思いますが、審査状況をお聞かせ願います。

また、トライアスロン事務局に5人もずっと年間いるということですが、臨時の方を含めてですが、これ余りにもおかしな人事配置ではないか。確かに忙しい時期は6月から9月の大会までだと思うのですが、忙しい時期と忙しくない時期ははっきりしていることは子供でもわかる。これを何でこんなふうな形でお認めになっているのか、総務委員会の委員の考え方をお聞かせ願います。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 猪股議員にお答えをいたします。

情報通信施設管理費でございます。民間テレビ局の番組時間帯を買った方がコストの削減につながるかどうかということでございます。委員会においてもその質問をぶつけました結果、18年度と19年度で2カ年で整備を整えようとしている佐渡市のケーブルテレビがすべての世帯に行き渡った時点でそういったことも含めて情報通信のあり方をその時点で検討させていただきたいということでありましたので、その程度の審査でとどめてあります。

次に、ケーブルテレビは放送可能なところから早くすべきというふうなことでございますけれども、今申し上げましたケーブルテレビ2カ年計画で、18年度は資材の購入あるいは共架する電柱の本数調査等々でありまして、実際に工事に入るのが19年度。これは1年、単年、19年度で5区間に分けて一斉に工事を進めるというふうなことで説明を受けております。したがいまして、18年度に映像を送れるところはないわけですし、19年度区間によっては早く設備できるところもあるわけでございますが、全体としての一つの事業ということで正式な供用開始といいますと一斉にということになりますが、工事の完了したところからは試験的な放送はできるということでご理解をいただきたいと思います。

次に、教育振興費の児童生徒文化・体育活動費補助金の件でありますけれども、これは交付要綱に基づいて児童生徒に対して島外の大会の参加の際に、その交通費、宿泊費、参加費、これが支給対象となるというふうなことで現在補助をしておるわけでございます。したがいまして、それ以外の昼食費でありますとか、スポーツ飲料とか、そういったものの負担が個人負担と、受益者負担というようなことで議員のお

っしゃる1,000円程度ということになっているのではないかというふうに思います。離島であるハンディがあって、なかなか大きな大会に行きますとやはりこの部分は行政が財政上許されるなら補ってあげるべき、これが将来の子供たち育てるための意義のある補助ではないかというふうなことで現在は理解をしております。

それから、トライアスロンとロングライドで、これが観光とも関連は当然ありますというふうに担当課の方も言っておりまして、今後どこが所管していくか考えさせていただきたいというふうなことでございます。

それから、事務局に5名いると。年間5名いるから、これが果たしてどうなのかということでございます。市からの職員は1名だと。あとは、事務局の方で3名、臨時が1名という体制だそうであります。これが実際どのように動いているかさらに調査する必要もあるというふうなことで、トライアスロン大会の実績報告の資料提出を求めて今後さらに調査をしたいというふうなことで伝えてあります。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 猪股文彦君。
- ○40番(猪股文彦君) 1点だけお尋ねいたしますが、このケーブルテレビなのですけれども、昨年度のイントラネットのときにその余った線を利用してケーブルテレビもやるのだということだったわけで、改めて18年度に何か電柱の調査をしなければならぬというのですが、電柱の調査というのは私この技術的なことよくわかりませんけれども、既に張ってある線から抜いていってやれるという説明でイントラネットを金額を修正して昨年度通したというふうに記憶いたしておりますが、その点は審査をされたのか、そういうことができなくて改めてやるのか、その点はどうなのですか。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) ご指摘のイントラネットでございますが、ケーブルテレビ用に既に 配線をしてございますのは、各地区にサブヘッドエンドといいますか、中継局みたいな形で配信してある そのように利用し、そこから先各集落、各家庭はさらにケーブルテレビ用の線を引く必要があり、それの 電柱共架のための調査であるというふうにご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、廣瀬擁君。
- ○13番(廣瀬 擁君) 2款総務費、6項企画費、生活交通確保対策事業1億9,008万6,000円についてであります。これは、多分新潟交通佐渡に佐渡市が補助しているお金であると考えます。この点について、3点についてお尋ねします。どのように審査をされたのか、総務委員長のご答弁をお願いいたします。

これは毎年度多分一千数百万ずつふえているようにも思うのですが、そのことについていつまでもふえ続けていくといつまでも補助金を出さなければならない、抜本的に改革をしなければいけないというふうに考えるのですが、その点についてどのように審査をされたのか1点。

それから、このようにふえ続けるということに対して代替案の有力な研究をされたのか。有力案を研究されたのか。例えば佐渡を3地域ぐらいに分けて1,000万ぐらいずつ補助をして、地域の人たちに交通手段を任せるというような方法も一つの案だと思うのですが、そういうようなことが研究されたのかどうかと。

それから、その運転手については、退職者なり、あるいは地域のそういった福祉関係に従事する人たちとか、そういった形で対応できるのではないかというふうにも考えますが、その点をどういうふうに審査されたか、お尋ねいたします。

それから、2款総務費の11項コミュニティ活動推進費、これは先ほども地域・ふるさと振興資金という ふうな形で出されて同僚議員が質問されたことですが、まず1点、上限が100万円ではどうも事業を遂行 するにつけては無理なような点もあるように思うのです。そういった点もう少し増額するなり、何かの方 策を研究されたのかどうか。

それから、事業申請において、1年1回程度ではやっぱり6,000万の金の審査はなかなか不可能だと思うのです。年何回くらいをめどにして、締め切りをしてその予算を消化するのか、あるいはまた地域のイベントを補助するのか、そういったことをどのように審査されたか、お尋ねいたします。

それから、やはり地域振興資金ですから、3年間続けることによって予算がカットになる。そうすると、どうしてもその事業が3年でストップしてしまうようなことがある。だけれども、まだもう少しいただければさらに続けていけるというふうな形のものもあろうかと思うのです。そうすると、そういったものに対して地域振興課なり企画なりが地域のイベントを育てる意味でも地域振興資金といいますか、ふるさと活性化大賞というふうなものでプラスアルファをつけてその事業を応援していくというふうな方法も一案かと思うのです。そういったことを審査されたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 廣瀬議員のご質問にお答えをいたします。

生活交通確保対策事業でございますけれども、抜本策というふうなことでございます。当然年々ふえ続けているというの、これは人口減少等も考慮し、バス利用者が減っているというふうな状況の中で生まれているわけでございます。民間会社としての限度はあろうかと思います。

したがいまして、それを補完する市で市民の公共交通路線をどう確保するかというふうなことは大変重要なことでありまして、市としても今後民間のバス会社あるいはタクシー会社とあわせてスクールバスや福祉バス、こういったものをどのように運用するか、これは総合的に考えなければならない、それによって抜本策となるのではないかというふうに審査の中で意見を申し上げたところでございます。これを進めるために今市としては佐渡市生活交通確保対策検討委員会を設置しようというふうなところにまだとどまっているようでございまして、早急な設置、そして検討を望むものであります。

退職後の運転手で循環バス構想というふうなことですが、まだそのような検討はされていないという段階でありまして、先ほど申し上げました生活交通確保対策検討委員会早期に立ち上げてそういったこともあわせて検討する必要があろうと思いますし、循環バス構想などもそこで十分検討をいただきたいというふうなことでございます。

それから、チャレンジ事業についてでございますけれども、上限100万円では無理な事業もあるという ふうなご指摘であります。これは、それぞれ地域の取り組み、事業内容によって当然そのようなものもあ るようでございますけれども、そういったことの見直しも含めて今後ぜひ検討をいただきたいというのが 我々委員会の意見ということでご理解をいただければと思います。

さらに、1年に1回では対応できぬということでございます。先ほどご報告しましたように、まだ予定件数に達しておりません。6,000万円、最高限度額100万円としましても60件程度は補助が可能でございます。したがいまして、その都度といいますか、現段階で不足しておりますので、再募集、さらにはこの先いってまた再々募集というふうなことで多くの補助対象事業を発掘していきたいというふうなことでございます。

また、活性化大賞というふうなご意見でございます。これも私先ほど猪股議員の方にもお答えしましたけれども、民間の団体、あるいはNPO、あるいは民間地域の地域づくりグループ等々と何とか検討委員会等を設けて、どのような補助対象がそれぞれの競争で、そして佐渡全体の活性化につながるのか、そんなことも踏まえながら検討いただければというふうなことで意見をつけさせていただいております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。
 - 廣瀬擁君。

以上です。

○13番(廣瀬 擁君) それでは、交通に対して1点、コミュニティーのふるさと振興について2点ほどお 尋ねさせていただきます。

島内バスを利用するのは、恐らく日中はほとんど病院に通う人、あるいはまた買い物に来られる高齢者の方だと考えます。そういったことを考えれば、当然交通の足を確保するということは重要なことではありますが、佐渡市がこれだけのお金を補助していながら新潟交通がその改善策をどのようにしたのかというふうな当然企業努力の成果を佐渡市に出すのが私は当たり前だと思うのです。そういうことを総務委員会で審査されたかどうかを1点お尋ねします。

ふるさと振興事業についてですが、補助金を出すだけでは私はいけないと思うのです。やっぱり地域が活性化していくのが本来の目的でありますから、これ3年間出すわけですから、途中でそれをチェックする機能がないと、ただお金を出し続けるという形のものであっては、マンネリ化してきた場合には非常に危険だと思うのです。そういったことの途中のチェック体制をどうするのかというふうなことをどのように審査されたのか。

それから、イベントの実施により地域が活性化して、なおかつ佐渡の観光誘客に非常に寄与したという ふうな場合が考えられると思うのです。こういうふうな事業は持続的にこれから続けていかなければなら ないと思うのですが、そういうふうなものが仮にあったとしたらそれにどのように対応してやるのかどう かということを審査されたかどうかをお尋ねして質問を終わります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 葛西総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) バスのことでございますけれども、審査の中で当然新潟交通の努力がどうなっているかと、しっかり行政の方でチェックした中で補助金決定がなされておるかというふうなことでただしてはございます。そして、さらにはそういった企業努力をしっかりチェックして、この補助金が正当なのかどうか、これは県も補助金を出しているところでありますので、十分監視といいますか、注意して補助決定をする必要があるというふうなことでございます。

それから、チャレンジ事業のご質問は3年間のチェックということでございましたのですけれども、当

然毎年度の補助でございますので、その都度実績報告が出されるわけでございまして、そこで十分チェックをしていかなければならないと、そのようなことでございます。

〔「もう一点。観光誘客に寄与したか」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 失礼しました。観光誘客に寄与したかどうかということでございますか。

〔「寄与したものに対して特別な配慮を考えているかどうか」と呼ぶ者あり〕

- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 失礼。そこまで突っ込んで、それ一つ一つの事業のチェックというのは私どもがする委員会ではないということで、総体的なチャレンジ事業というものがどう動いているかということで一つ一つイベントが何人の人を呼んだかと、そこまでの審査はしておりませんので、ご了承ください。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、田中文夫君。
- ○28番(田中文夫君) それでは、私は防災対策費、防災行政無線整備事業について質問いたします。

この事業は、施政方針に冒頭から述べられております安心、安全な島づくりの事業の最も大きな11億ものお金をかけて整備しようとしている事業です。この間環境問題について市長は優先度を高めていたわけですが、ことし、18年度からはこの安心、安全なというところに重点を置きかえて施政方針が述べられました。そういった意味でその極めて市長の重大な政治重点施策に対して、総務文教委員会はこのような意見を付して審査をしていらっしゃる。整備事業については、既にイントラネット、ケーブルテレビ、オフトーク等の各種情報伝達手段を整備、運用している地区もあることから、多額の経費を要する本事業は根本的に見直す必要があるという意見を付しています。私の知るところでは、総文の委員会は各会派の4番バッターに近い方々が並んでおる委員会でして、その方々が根本的に見直せというふうに意見を付したということの意味はかなり大きいのではないかと。そういった意味で、もう少しこの事業について総文委員会の場の中でどのような議論がなされたのか、市長の事業に対して正面からきちんと物申すべきことがあるのではないかということも踏まえて質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 田中議員の防災無線整備に関するご質問でございます。

委員会としまして意見をつけたわけでございますが、まず12億近い金額であるということで市長の強い意思というものはわかるわけでございますけれども、審査の中でその利用頻度といいますか、どのように利用されていくのかというところで問いただしたところ、これは一番想定できるのは地震が起きて津波警報でも出たときの市民の避難だというふうなことでございまして、その他土砂災害等々も考えられるということでございましたけれども、その程度の市民の身体、生命を守るために、確かにいつ起きるかわからない災害のために備えることは大変重要なことでありますが、その費用対効果というものに疑問を呈したと。さらには、既に情報伝達手段としてありますオフトーク、イントラネット、ケーブルテレビ、これもそういったものに有効利用できるのではないか、そのような検討がまだされていないのではないかというふうなことでございましたので、再度というか、より総合的な検討をして本当に市民の安全、安心を守れる情報伝達手段というものを検討すべくつけた意見で、これは議員のおっしゃる限りない凍結か、修正か、

また廃案を求めるかということでありますれば、限りない凍結を求めたものであります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、金光英晴君。
- ○38番(金光英晴君) 私は、陸上競技場整備事業についてお尋ねするものでありますけれども、質問に入る前にまず委員長にこの2年間のご苦労に対するねぎらいの言葉をおかけしたいと思います。この定例会で委員会構成が変わります。昨夜それで紛糾して、けさ方未明までかかりましたけれども、何を言っているかちょっとわかりませんけれども、委員長にご苦労だったということを一言述べたい。今定例会が委員長最後の定例会となるわけですけれども、前半のこの2年間、議会のかなめの総務文教委員長としてつわものぞろいの委員会をまとめ、混乱期にあるこの時期に大過なく運営されたことは委員長の努力のたまものであると高く評価するものであります。また、さらなる飛躍を祈念するとともに、次期委員長にお願いしたいのですが、葛西委員長同様円満な委員会運営をお願いして質問に入ります。

陸上競技場整備事業について委員会の意見が付されておりますけれども、私は新市建設特別委員会に所属しておりまして、この問題も私の委員会で審議しておりました。そのとき私は、利用見込みについてお尋ねしたところ、都内の大会に加えて中学校の地区大会、これは約4年に1回、また中学校の県大会では8年に1回ぐらいに佐渡に持ってこれるのではないかということでありました。平均すれば3年に1回ぐらいの割合になります。このことを考えますと、建設費に比べ利用見込みが低いのではないかということを指摘申し上げたところであります。意見についておりますように、やはりこの施設は私は前々から申し上げているように、政策的な施設だという部分が強く前面に出てきてほしいのですけれども、そういう部分が見えないと、こういうことを特別委員会の中でも申し上げておるのですけれども、今ついておる総文の意見も私と同じ認識と理解してよろしいのかどうか。

それからまた、位置についての意見もついておりますけれども、この位置については本会議の提案、質疑の中で真野にということで説明があったかに思うのですけれども、この部分についても同様にとめているのか、この意見はどういうふうに理解してよいのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 金光議員のご質問にお答えをさせていただきますが、この陸上競技 場整備が非常に大きな金額になるわけでございまして、どのような根拠で提案をしてきているかというと ころで、その利用予測といいますか、そういったところで委員会で審査をしたわけでございます。そういった中で、今金光議員おっしゃるとおり、政策として訴えるものが余りにも弱かった。ぜひこれをやって、 さらに交流人口を拡大するとともに、佐渡市の小学生、中学生、あるいは大人も含めてスポーツ振興を図 り、そしてレベルアップを図っていくと。そういった大きな市民に夢を抱かせる、そういった訴えが欠けていたというふうなことで意見をつけております。

そしてまた、位置についてのお尋ね、規模でございますけれども、私どもつけた意見のように規模、あるいは周辺環境整備、アクセス道路云々ございますので、そういった総体的な建設事業費、ここまで十分検討して提案すべきであり、確かに提案された真野陸上競技場も現地を見てまいりました。整備の際に移転すべき住宅等々もあるというふうなことでございます。そういったその移転費用とにかくすべて含めて、

あるいは他の立地整備地も含めて十分検討した上でぜひ堂々と市長から提案をしていただきたい、そうい うようなことで意見をつけております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 昨晩のことで悲鳴を上げておるようだが、そんなざまではいけません。いかなる場面に対処しようともやはりきちっとこなしていけるだけの体力、知力、気力、これを持っておらなければ議員として務まらぬ。そこで、今議会の大事な問題について総務委員長にお尋ねをいたします。

昨日2006年の予算が国会を通りました。一般会計総額予算79兆6,860億円。何と国民に対する負担と、それから地方の財政削減2兆7,000億に及ぶものであります。その中でブッシュアメリカ政権が推進しておりますところのMD、ミサイル防衛の関連経費は、過去最高の1,400億円に達しております。その問題と関係があるのが、議案第2号、議案第3号の佐渡市国民保護対策本部及び佐渡市緊急対処事態対策本部条例の制定であります。そこで、これは少数意見もついておりますし、そのことには触れてまいりませんが、佐渡にとって極めて重要なことが起こっておるわけでありますけれども、そのことについて審査をされたかどうか、その点に絞ってお尋ねをいたします。

ご案内のようにこれは在日米軍の弾道ミサイル用新型警戒監視レーダー、俗にガメラレーダーと言う。 ガメラレーダーというのは、これは怪獣の名前からとられた。カメの子のような格好をしているガメラレーダーと。これが配備されるわけでございますけれども、FPS-XXというレーダーでございます。このレーダーが配備されるのが、第1、大湊、青森県。2番目が佐渡でいくと。いいですか。3番目が下甑島、これは鹿児島県である。4番目が沖縄でいくと。何と日本で4施設を設置するわけでございますけれども、これの第2番目が佐渡島だということだ。ここに大田昌秀参議院議員が18年2月の21日に小泉総理に出しました俗に言う国会議員に認められております質問趣意書というのがある。これによると今私が申し上げたようなものでございまして、内容については軍事機密であるので、詳細については報告しかねると、回答しかねるということがついておるのが大田昌秀参議院議員に対する回答書である。

さて、そこでお尋ねをしたい。ご案内のように18年当初予算では今までなかった基地交付金、こういうのがある。基地交付金とは書いていない。国有提供施設等交付金と、こうなっている。530万円交付したと。これは、17年3月25日の法改正によって初めてもたらされた交付金である。佐渡島でもらったのはこれが初めて。こういうアメリカの軍事戦略、つまり弾道ミサイル追跡用のレーダーというものが設置されるからこういうお金がついてきたわけである。さて、この新聞報道がなされたわけであるから、当然のこととして市長のところへ何らかのあいさつがあってしかるべしなのです。それがあったのかなかったのか、まずお尋ねをしたい。

次に、議案第58号 平成18年度佐渡市一般会計予算のこの内容を見てまいりますと、私は財政法の根幹にかかわる違法行為が国にある、こういうふうに私は見ておるわけです。どういうことかといいますと、ご案内のように国は所得税、法人税を中心に一番いいところの税金を吸い上げて、そしてそれぞれの市町村の財政規模、財政能力、こういうものを勘案して足らざるところに交付税を交付するというのが国の財政コントロールであります。その基本になるものが、財政基準需要額によってこれだけお金がかかりますよと。そこで定められた税目、税率によって税金を取って埋めていく、これが基本財政収入額と。税金とか使用料になるわけであります。それで、見て足らざるところへは地方交付税というものをよこすと、こ

ういう仕掛けになっている。

そこで、平成18年度の財政計画をざっと見てみましょう。どうなっておるかと。ことしは、老年者控除というのが所得税申告からなくなった。また、70歳を超える人たちの年金の控除額が140万から120万に引き下げられた。そうすれば当然税金はふえなければならぬ。ところが、佐渡市は何と3億1,600万の税収不足。加えて国は、老人保護施設だとか、保育所とか、そういうものに関する国の支出金、これを2億900万円、それは地方交付税の方に入ってくる、一般財源にしたぞと、こう言っておるわけ。そうすれば当然のこととして交付税がふえなければならぬと。私の計算だと大体6億ふやさなければならない。ところが、地方交付税は3億5,700万円減らされるというまさに国のでたらめな財政違反を公然と行っておると。日本で最も国の言うことを聞いて合併を進めた合併優等生である佐渡島。釣った魚にはえさやらないと、こう言っておるのです。そうなればえさはいただいて針は返すぜという、やっぱり異議ありという地方の要求を国に突きつけなければならない。今私は、具体的にご説明を申し上げた。一体総務委員会はこれに対してどういう審査をして、どういう点で答弁を得ておるのか、まずその辺からお尋ねをいたします。どうぞ。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

〇総務文教常任委員長(葛西博之君) 加賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、議案2号、3号に関係いたしまして、防衛庁から市長を訪れて説明があったかということでございます。委員会審査の中であったということは聞いております。その理由といいますか、概要は、新聞報道があったので、そのことの説明に来たというふうなことで承知をしております。

それから、今58号の財政法に照らして国が違反しているのではないかというふうなご指摘でございますけれども、委員会としては国の交付税の額については審査をしたということでございますが、それが違反しているかどうかというふうなところまでの議論といいますか、審査には至っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番(加賀博昭君) もっと総務委員会はしっかりしてもらわなければ困る。新聞報道の前に防衛庁は市長に説明に来ましたと、こうなっておる。これよく市長、あなた後ろを向いておるけれども、よく前向いて私の質問を聞いてもらいたいのです。あなたは、こういう重要な問題を市民の代表者である議会にまだ説明をしたことがない。これは、市長に言っておるのではないのだ。総務委員長に言っておるのだ。あなたちの方から市長に対して、こういう重要なことを議会に言わぬとは、市民に在日米軍とつるんでこの情報を隠ぺいする行為だというふうに私は指摘しなければならぬと思うのです。やっていないらしいのです、こういう指摘を。今どうですか。私の言うことを聞いて、そうだなと反省していますか、どうですか。これは、議会に報告するということは、最小限度の市民に対するご報告なのです。そういう視点に立って総務委員長から報告を願いたい。

次に、財政の問題でわかりやすくあなたたちに質問したい。私の数字がうそだという否定は総務委員長 はできなかった。もっと総務委員会も、佐渡市の議員も、基礎的な知識をしっかりつけてもらわなければ 困る。いわんや総務委員会というのは、代表して財政の問題を主に扱う委員会である。だったらば財政法とはどういうものか。その財政法に照らして今日国が佐渡市にやっておることは違法なのか、違法でないのか。委員長が今期限り引退するようで、引退といっても総務委員長を引退する。しかし、総務委員会はこの後続くわけであるから、私の質問を真摯に受けとめて、あと残されたこの期間、4月の29日ごろまであなたあるのです。まだあなた4月の29日までは総務委員長なのだ。今後閉会中に総務委員会の諸君を集めて、加賀に厳しく本会議でやられた、改めてみんなで勉強しようと、こういう姿勢で臨まなければならぬと思うのです。あなたの今感じておることを、あなたまだ総務委員会でそんなこと諮っていないのだから、君が感じたことを申し上げて、そして今後につなげていただきたい。どうぞ。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 葛西総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えをいたします。

市長から議会に対して防衛庁訪問の説明がなかったことでございますけれども、このミサイルを、レーダー基地を整備するというのは非常に大きな問題であるということで大変な議論をいたしました。それほど重要な問題でありますので、市長から早い機会に説明があるべきであったというのは私の私見というふうにとらえていただければと思いますし、財政問題について勉強する意思があるかどうか、当然勉強不足でありますので、私さらに勉強させていただきたいと思います。さらにはまた、優秀な財政課長を失うわけでございます。さらに、議会が責任を持って財政問題を勉強させていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 君がわかるかどうかわからぬけれども、この機会ですから質問をしておきます。 〔何事か呼ぶ者あり〕
- ○58番(加賀博昭君) 答弁によってはやると、こう言った。ガメラレーダーというのは、大きさがどのぐらいのものだかということを承知していますか。あなたが答えて、この後私がまたそれは違うよということは言えぬので、申し上げておきますが、幅が30メートルあるのだ。奥行き30メートル、深さが25メートルある。これがガメラレーダーという代物なのだ。ミサイルを追尾すると、つまりミサイルの行くところを全部捕まえると、こういうことなのだが、そんな審査はやりましたか。やったかやらぬかですから聞きたい。市長もよく聞いておいてください。私がこう言うと、初めて市民はテレビで、ああ、そういうものが金北山に設置されるのだかというのわかったわけです。えらいことだなと。それとの関連で今度の国民保護条例に基づく条例が制定されるのだと。生なことではないのだ。まさに日本国の四つの要所の一角にもしかするとミサイルを撃ち込まれるかもわからぬ、あるいはテロが出てくるかもわからぬという、そういう要因を持ったレーダーが設置されるということだ。市長、これはあなた遅ればせでもいいが、これは急いで議会にも説明し、市民にも知らせる必要があると思うのです。もし総務委員会が承知だったら、そのガメラレーダーの規模等についてご説明を願いたい。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 大変不勉強ということで恐縮いたしますが、規模については今教えていただいたことで初めて知ったというふうな状況でございます。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、厚生委員長に対する質疑を許します。 村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) それでは、厚生常任委員長に質問をさせていただきます。厚生常任委員長も任期が この2年で終わるわけですけれども、大変優秀でかつわがままな委員会を率いて大変苦労されたことと存 じますけれども、これからの二つの質問に対してどういう審議をされたか、お聞きしたいと思います。

議案第58号、一般会計予算の101ページに、3款民生費、1項社会福祉費で2目老人福祉費、特別養護老人ホームの整備事業が上がっています。この特養の施設の工事を機会に、隣に佐渡のモデル保育園でありますトキっ子保育園というのがございます。そのトキっ子保育園は、最初できた当時はグラウンドがなくて、後でグラウンドを求めたということで道路を挟んでグラウンドがあります。そのグラウンドに隣接して特養ホームができるということで、これ新穂の村議会のときからこのグラウンドへ、運動場へ遊びに行くのに道路を越えていかなければいけないので、危険だということで地元の方から一部の要望でこれを機会に道路の法線を変更してほしいという話がありましたので、私は委員会での審査をお願いしました。それに対してどのような審査がされたか、お聞きしたいと思います。

それから次は、やはり議案第58号の3款1項1目社会福祉施設管理運営費で両津のデイサービスセンターかんぞう、この指定管理は昨年、平成17年の第4回の定例会におきまして少数意見が留保され、厚生常任委員会の2名の議員が賛成、反対のそれぞれ討論を行った後に投票が行われました。その結果、賛成38、反対19、白票1票で可決されたという経緯がございます。今回厚生常任委員会で意見がついているわけなのですけれども、この意見はどういう意味なのか説明をお願いしたいのと、この意見はちなみにこのときの委員会の中では1票差でこの議案に賛成したということがあるのですけれども、賛成派の議員から出たのか、反対派の議員から出たのか、それ2点をお願いします。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 熊谷実厚生常任委員長。
- ○厚生常任委員長(熊谷 実君) 村川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の特養施設と新穂トキっ子保育園に係る道路法線の変更要望の件についてでありますが、 当委員会において執行部に確認をしたところ、現在のところ保護者及び地元住民からの要望は確認をでき ていないということでありました。まず、この要望の確認が大前提であろうという結論でありました。ま た、建設課及び農林水産課に関連をする問題でもあることから、執行部に対し引き続き保護者及び地元住 民からの要望の把握等に努めるべきであるという委員会としての要望をいたしておりますので、ご理解を いただきたいというふうに思っております。

二つ目の委託料の関係についてでありますが、当委員会はさきの9月の定例会におきまして、平成18年度から20年度の委託料1,800万円の限度額は努力いかんで低く抑えられる可能性があるので、再検討されたいと。なお、このことについては、18年度当初予算等において反映をされたい旨の意見を付したところであります。この意見が全く反映をされていなかったということから、再度検討するよう意見を付したものであります。なお、賛成、反対者ということではなく、委員会において協議の結果、全会一致で意見を

付したということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。 以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) まず、トキっ子保育園と特養ホームなのですけれども、先週の月曜日の昼ごろにも ちょっと現場を再度確認してきたのですけれども、トキっ子保育園があって、道路があって、グラウンド があって、特養ができるわけです。トキっ子保育園とそのグラウンドを挟む道路のグラウンド側に駐車場 があって、この駐車場は昼ごろ行ったのですけれども、一台も使われておりません。職員の方は、全部向 こうのトキっ子元気館の方に駐車しているので、保育園の駐車場は使っていないで全部あいています。と いうのは、多分そこに車を置くことによって保育園から道路を越えて、駐車場を越えてグラウンドに行く から危険だろうということで置いていないのと、これは送迎用の駐車場だというふうに聞いています。そ の下に今度特養ができるわけです。そうすると、当然ふだんは非常に車の交通量が少ないところですけれ ども、特養施設ができることによって今度はこの真っすぐに来る道路、グラウンドを挟んでいる道路かな り交通量がふえるという可能性も十分に想定されるのです。ですから、この辺はスピードを出す必要全然 ないところですので、向こうに新穂の支所があるのですけれども、この機会に、その土地も市が買い上げ るわけですからクランクにして、保育園はグラウンドと一体化して、そのグラウンドと特養との間に道路 をつくって両側を駐車場にすれば子供さんたちと特養施設との交流もできるし、今回そういう要望が出た らぜひこれは検討していただきたいと思います。私も厚生委員会に4月から行きますので、ぜひその辺は 検討したいと思うのですけれども、この件に関しての答弁は要りません。

かんぞうなのですけれども、厚生常任委員会全員の意見で意見書がついたというふうに言われました。 議事録を見ますと、このかんぞうは当初から1票差で委員会の中でもめて、賛成、反対討論が行われたの ですけれども、当初が開設時の利用率が50%で、870万ぐらいの収入の予測で600万の委託管理料というこ とを設定したのですけれども、実際オープンしてみたら約90%以上の利用率があって、1,700万ぐらいの 収入があるということで、本来であればゼロでもいいぐらいの収入実績があるわけなのです。それで、委 員会の半分ちょっとの人が、半分足らずの人が、1票足らずの人が12月議会まで、9月議会で議決しなく ても12月議会の利用実績を見て再度継続審議として慎重に審査すべきだというふうに主張したのですけれ ども、ここに分厚い佐渡市議会の会議録がございます、そのときの。そのときの、いや、これはこのまま 通すべきだというふうに主張した議員の文を読ませていただきます。本191号議案は、この予算に関する 議決事項、この600万円というのは議決事項ではございません。そして、事務局の説明によれば、この600万 という委託料は今後協定の段階で現状に合わせて協定を結んでいく委託料の減額が図れるものと委員会を 通して約束されておりますと。今後減額できるということは、委員会を通して約束されておると。よって、 本191号議案は滞りなく賛成するものとここにご意見を申し上げます、以上議員各位の賛同をよろしくお 願いしますということで投票に移りまして、結果が賛成38、反対19、白票1ということで可決されました。 これはだまされたということなのですけれども、委員長、委員会が執行部からだまされたということでし ようか。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

熊谷実厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(熊谷 実君) お答えをいたします。

だました、だまされたとその表現は別にいたしまして、ご指摘にありました利用実績から見ればご指摘のとおりであります。委託契約の原則ということから見れば、途中で委託額の変更というのはあり得ないというふうに考えておりますし、またこのことから今回再度意見を付したということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。 村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) 今回9月に指定管理者制度で約56施設が民間に委託されたわけなのですけれども、この今回の指定管理者制度というのは、すべて管理委託者とその期限と金額を決めたものなのです。このかんぞうだけが例外であるわけがないのです。それなのに執行部からの説明では、後で調整できるからこの議案を通してほしいということで、執行部の言うことは間違いないだろうということで何でもかんでもの大賛成団が38人、約7割の人が大賛成して通したのです。これは、これだけ例外にするということは、ほかの施設、小木の湯でも羽茂の温泉でも真野の温泉でもこれを通すことによって見直さなければいけないということが出てくるわけなのです。私は幸いにして4月から厚生常任委員会に行きますので、この件はしっかり審議させてもらいますけれども、これは絶対に変えなければいけないと思いますけれども、委員長、いかがですか。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 熊谷実厚生常任委員長。
- ○厚生常任委員長(熊谷 実君) お答えをします。

ただいまの質問で、いわゆる議会と執行部の信義則にもとる対応であるということで、当委員会としてはまことに遺憾であると言わざるを得ないということで、市は適正な金額で事業を委託するよう指定管理者制度の基本に則した対応をされたいということで今回再度意見を付したところであります。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、産業経済常任委員長に対する質疑を許します。 猪股文彦君。
- ○40番(猪股文彦君) 第58号の18年度佐渡市一般会計予算について、産経の審査内容についてお尋ねいた します。

佐渡市議会は、この後定数の特別委員会を設置することになる予定でございます。農業委員会も、同じ年の7月に多分改選だと思います。聞くところによりますと、農業委員会は四十数名おりまして、総会が開けなくて、三つの委員会でそれぞれ審査したことを総会にかわった議決とするというふうなことになっているというふうに聞いておりますが、今の農業委員会の会議の実態を教えていただきたいと。委員長に教えていただきたい。また、推薦の委員は現在議会から出しておりませんけれども、JAからお二人、共済から1人、土地改良から1人と、こういうふうに選出されているというふうに聞きますが、これはどのようなことで4人なのか、もっと減らしてもよいのかどうなのか、この辺もどのような審査になっている

か、お尋ねいたします。

また、商工費についてですが、ようやくここへ来て観光協会が統合されましたが、商工会も早晩その必要があるのではないかと考えますが、18年度予算に当たってはこの統合問題がどのようになっているか、お尋ねいたします。

また、観光が5月の予約状況も必ずしも芳しいものではないと。まことに危機的な状況にあると思うのですが、私は前から合宿誘致対策課をつくって大学の生協を回ればどんどん人が来るというふうに思いますが、全くそのことに手をつけていないというのは、余り大学のそういう体育会系の卒業生の職員がいないのか、大学について余り親密な職員がいないのかわかりませんけれども、少しもすぐお客が来てくれるところに手がついていない。これは、本年の誘客数をどのように見込んで、このことになぜ実際に手をつけないのか、審査状況をお尋ねいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

金子健治産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長(金子健治君) 猪股議員にお答えいたします。

農業委員会の次期農業委員の定数はいつ決めるのかという質問でございます。合併したばかりでありまして、次期改選までに状況を見て検討したいという説明を受けております。それで、農業委員会の現在の構成でありますけれども、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、選挙による委員は40名であり、農業委員会等に関する法律第12条第1号並びに第2号の規定により、選任による委員は8名であります。現在法律第12条第2号の規定により、選任による委員の法的根拠は、農業委員会等に関する法律施行規則8条に農業委員の選任による委員について規定されており、規則第1号による委員2名、JA佐渡1名、JA羽茂1名、規則第2号による委員1名、共済組合、規則第3号による委員1名、土地改良区となっております。農業委員会等に関する法律施行令第2条2に、選挙による委員の定数は、農地面積5,000个クタールを超えかつ基準農業者が6,000を超える場合は委員の数の上限が40名となっており、現在佐渡市は農地面積が1万3,500个クタール、基準農業者数が約7,300近くあります。今の時点では、選挙委員は40名でいきたいという説明であります。なぜならば地域内の農地等いろいろな相談は高齢者が多く、その対応を考えても現委員数でいきたいという説明であります。

それから、議会推薦でありますけれども、5名から4名に定数を原則どおり4人とする場合は条例の規定は必要ではありませんけれども、3人以内の範囲とする場合は条例に規定する必要がありということであります。

続いて、商工会統合についてであります。これからの商工会に期待される機能は、地域づくり、経営支援、情報化推進など広範囲にわたっており、もはや個々の商工会だけでは対応が困難な状況になっている。一方で行政改革、他機関合併も進んでいる現状となっています。そんな状況のため、現在商工会は統合も視野に入れた広域連携を進めており、平成18年度からは全面的な事業の広域連携を進めたいと協議がなされています。しかし、早急な統合には課題もあり、全国有数の広さを持つことになる佐渡市において、10商工会が一つに統合することは、商工会存続要件、商工会法第23条である組織率50%を維持できない可能性も危惧されます。現在61.1%の組織率であります。今後とも会員等の統合の総合的理解を積極的に推進し、課題を一つ一つ連携協議の中から解決し、統合に向けて踏み出していきたいという説明を受け、了とした

ものであります。

続いて、合宿誘致対策費の関係でありますけれども、合宿誘致に関しては誘客宣伝旅費、観光一般経費のうちの旅費ということで67万5,000円盛ってあります。それから、体験パンフレット等の関係でありますが、これは観光振興事業、印刷製本費で149万9,000円を盛ってあります。当面はその中での対応となります。誘致対策室が動き出し、事業等の組み立てが可能になれば補正等により対応していきたいという説明であります。また、誘客数については、地震前の平成15年度実績の73万人を上回りたいとの説明を受けております。平成17年度は、震災後の当面する課題の対症療法で行ってきましたが、18年度についてはエコツーリズムなど環境や自然に配慮した観光、佐渡の伝統、芸能、文化を生かすような観光の振興、佐渡の特色あるスポーツで交流人口をふやすことなどを重点とし、中長期的な課題にも取り組んでいきたい。また、統合する佐渡観光協会と互いに連携しながら観光対策を進めていきたいという説明を受け、了としたものであります。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 猪股文彦君。
- ○40番(猪股文彦君) 長い間委員長、ご苦労さまでした。これできょうで終わりますので、これ以上ご答 弁は求めませんが、いささか少し委員会の審査が足りない部分について指摘して、私も来期は産経委員会 に行きますので、十分審査をさせていただきますが、新発田市がおよそ佐渡市と同じです。それで、30名 でございます。それから、推薦が7名でしたから37名です。とすれば、今の財政状況を考えると、これは 農業委員会としてもご努力されなければならないのではないかということでございます。定数の特別委員 会が立ち上がりますので、恐らくこのことも審査していただけるのだろうと思いますが、そのように考えますので、今後とも審査をしていきたいと思いますので、委員長ご苦労さまでしたが、よろしくお願いいたします。

なお、観光については非常に危機感がないと。何かでもって補正予算つけるというばかな答弁を執行部はしていたというあからさまな委員会の中のご報告をいただきましたけれども、もうちょっと、あした行けばこの春休みからすぐ来てくれる。補正つけるなら3月につけて、今どんどん、どんどん回しておけば3月今、大学生は春休みが我々のときと違って一番長いのです。2カ月あるのです。それで、今春合宿して春の大会へ出ていくのですから、そんなことがわかるのがこの執行部の中に1人ぐらいいてもいいと思うのですが、今書いたものどおりのご答弁で私は満足できませんけれども、お約束でございますので、答弁は要りません。なお、これ引き続き4月から審査させていただきますので、そのように産経委員会としてもご承知おき願いたいと思います。

以上で終わります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、廣瀬擁君。
- ○13番(廣瀬 擁君) それでは、7款商工費、2項の商工振興費について、これは早目に産経の方に資料 を、設問書を出してございますので、十分審議されたものとしてご質問させていただきます。

なお、商工観光費補助金を見ていただく前に、私一般質問の中で資料1と2を皆さん方に提示させていただきました。その中を参考にしながらまたご検討をしていただきたいと思うのですが、朱鷺夕映え市307万8,000円と、こういうふうに計上されております。なお、その商工振興費の中には約600万ぐらいの

総額だったと思うのですが、そのうちの約半分が朱鷺夕映え市でございました。これは、新穂の商店街の活性化を目指した形で私はつけられた補助金だろうと思うのですが、昨年は約350万ぐらいでした。その前は多分400万ちょっと切れるぐらいの金額だったと思うのですが、新穂の皆さん方、商工会一生懸命頑張っていただいてこういうお祭りをつくっていただいているように思うのですが、その中にどうも自主的な収入が少ないように思うのです。約300万、総事業費約400万くらいの中だと思うのですが、島内から出店される商店のブースづくりのために、物売りをするためにパイプを組みかえて、あるいは水道の施設をしたりして、そういうふうな物販をするための予算に使われているお金が多いように思うのです。こういうふうな形が本当に新穂の商工会の商店の人たちが喜んでそれに参加できるイベントなのかどうか。むしろそのために他町村から来て新穂の地区のお金を吸い上げていくような形のようにも見えるので、地域の新穂の商店街の方の中には参加できない方に対して非常に不満もあるような気がするのです。そういうふうなことが果たしていいのかどうかということは問題ですが、こういうふうな点も含めて産経委員会で検討されたのかどうかということをまずお尋ねさせていただきます。

それから、その中にもありました小木町、真野町、金井町、そういったところでクリスマスイルミネーションをやっているお金の補助金が出ているようです。こういったところも商工会を通じてどういうふうな申請をすればそのような補助金がいただけるのかということをお尋ねいたしましたが、何ら徹底された答弁が返ってきませんでした。この辺の算定基準はどこにあるのかどうか、その点の審査をされたのかどうかをお尋ねいたします。

それから、7款商工費の観光費でございます。これも私資料で皆さん方に差し上げてございますが、その中で佐渡観光協会費負担金1,300万円及び佐渡観光協会運営費補助金629万6,000円の明細というふうな形で質問をさせていただきましたが、人件費云々というような形でご答弁があって、最初の佐渡の観光統合ということですから、余り大きく触れなかったのですが、その辺を産経委員会でどのように審査されたのかどうか、1点お尋ねします。

それから、地域イベント補助金の中に両津七夕の川開き、それに500万。赤泊港祭りに400万、小木振興祭りに250万と事業費がそれぞれ計上されているわけなのですが、その中の事業計画書あるいは決算書を精査してみると、非常に地域にばらつきがあるように思うのです。例えば小木町のお祭りにしますと、他町村からの島外寄附や、あるいは町内の皆さん方のご寄附が非常に大きい。地域で一丸となってそのお祭りを運営しているという非常にすばらしいお祭りの形成された形が見えるわけです。ところが、あるまちに至っては、自分たちの島外寄附や地域のお金を集める以上に補助金だけで運営しているというふうな形も見られますので、その辺のところを統一した形のものが必要だと思うということは前々から訴えているわけなのですが、そういうふうなことについてお話をされたのかどうか、この点をお尋ねいたします。

それから、佐渡観光協会の統合関係事業5,810万2,000円についてですが、この中を精査してみますと約4,000万ぐらいが人件費のように思います。私の見方かどうかわかりませんが、そのうち職員が11名というふうな形ですが、3名の方が約半分、約2,000万近くを消化しているのであると思うのですが、あとの8名の方で2,000万というのはどう考えても、当初統合の第1年度でありますが、給料の身分格差といいますか、そういった点に差があるように思うのです。そうすると、例えばある支部で文書を起案をするというふうなときに果たしてそういうふうな方が起案をされて通るのかどうか、そういったこともあわせて

どのように検討されたのか、お尋ねをいたします。

それから、相川町の鉱山祭りの補助金がなぜか予算書の中をごらんになっていただいてもちょっと見ることができません。恐らく観光協会の補助金というふうな形で支払われて、中に私どもがお目にかかれないようになっているのではないかと思うのです。一番多いときは700万円くらい支給されていたと思うのですが、最近ではちょっと580万ぐらいのように私は見受けられました。その中に花火をバックに鼓童の競演というふうな形で非常に演出的にはすばらしいものがあるのですが、その補助金に230万円ぐらいが支払われているように思います。こうやって考えてみますと、鼓童にはアース・セレブレーションで1,150万、相川町の鉱山祭りの補助金から230万、そのほかに太鼓体験教室とかというような形で、また何らかの形で非常に市の補助金が多量に出ているような気がしますが、その辺のところは産経委員会で十分検討されたのかどうか、お尋ねをいたします。

それから最後に、観光協会の主たる目的を定め、佐渡PRに徹した仕事をすべしと考えるが、初年度ですからなかなかそういうふうな形は難しいとは思いますが、市長の言葉ではありませんが、観光のためにおいていただいた方のために佐渡汽船のところで観光案内所をつくるのだというふうな形でご答弁をいただきましたが、もう少し佐渡の本当に訴えるべきものは何かという根幹にする柱、幹を定めて観光PRに徹すべきだと思うのですが、そういうふうなことを考えてやったのかどうかということを検討されたのかお尋ねをして、第1回目の質問を終わります。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

金子健治産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長(金子健治君) それでは、廣瀬議員にお答えいたします。

商工振興補助金の関係であります。この朱鷺夕映え市は新穂商工会が主催であり、新穂商工会組織を挙げての最大イベントとして開催されてきた経過からして満足していると理解しております。労賃部分とボランティア部分もかなりあり、そういったことで委員会としては審査過程で了としたものであります。

クリスマスイルミネーションでありますけれども、当予算は関係地区の商工会から補助要望が支所等を通じ提出されたものを査定審査し、予算措置をしています。補助基準は、佐渡市商工観光振興事業補助金交付要綱に基づき審査していますが、そのほかの細かい算定基準は今後検討、協議したいという説明を受け、了といたしました。

それから、観光振興事業であります佐渡観光協会負担金1,300万の分でありますが、平成18年度から佐渡観光協会への佐渡市への会費については、県観光協会等の会費基準を参考に現在統合推進委員会で基準をつくり行っているところであります。そのため18年度の負担金1,300万円と運営費補助金626万円は、会費が確定するまでの暫定額として18年度予算に計上したものであります。統合後の佐渡観光協会の会費及び運営費等の補助金については、佐渡観光協会の会費総額のおおむね2分の1以内を目標に交付したいと考えております。ただし、佐渡観光復興事業など緊急のキャンペーン等への対応は、別途検討したいという説明を受けております。

続いて、地域イベント補助金、ひろせ資料1の部分であります。18年度予算を編成するに当たり、イベント補助金等については開催目的や事業内容の精査を行ってきました。基本的には予算編成方針に従い、20%程度の削減を目標にしてきましたが、新たな事業や記念事業などを考慮し、前年度より補助金の額が

増加したイベントもありますので、ご理解をお願いしたいという説明を受けております。各地域における イベントは歴史的経過があり、了としたものであります。

続いて、佐渡観光協会統合関係事業5,810万2,000円は、どう検討しても費用明細がおかしいというところでありますけれども、当委員会で審査した結果、佐渡観光協会職員の賃金は、旧相川町の職員給料表行(1)を基準にしており、18年度は佐渡市職員給料表行(2)を対応とし、各支部職員についても同様にすると説明を受け、了としたものであります。

続いて、不統一の人件費で観光協会の指揮が保てるのかという質問でございますけれども、ごもっとも だと思います。今後は統一を考えていると説明を受け、了といたしました。

続いて、観光協会の主たる目的を定め、佐渡PRに徹した仕事をすべしと考えるがというご質問でありますが、現在観光協会統合推進委員会において三つの部会、総務部会、誘客宣伝部会、地区事業部会を設けており、基準づくりや事業計画等の策定を行っております。観光協会が佐渡観光の中核組織としてリーダーシップが発揮できるよう促してまいりたいとの説明を受け、了といたしました。主たる目的は、部会から出てきたものをまとめて目的づくりをしたいということで説明を受けております。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 廣瀬擁君。
- ○13番(廣瀬 擁君) 産経委員長、大変難しい質問を申し上げまして申しわけありませんでした。佐渡観 光が私は佐渡を再生させる一番大切なことだと思っていますので、再三にわたって観光のことについているんな提案なり質問をさせていただいているわけです。あと3点だけご質問させていただきます。

私人材は宝だというふうに思います。ですから、佐渡観光の中枢を担う観光の職員はしっかりとした身分保障をしてあげて、佐渡観光のためにいいアイデアが出るように措置していただきたいということを私はお願いしたいのです。そういったことに対して、もし仮に執行部の方でそういう対応が遅かったら、産経委員の中からでもそういうふうなことを早くしなければならないよというふうなことを審査されたかどうかをまず1点お尋ねします。

それから、いろいろと私は合併して、失敗したものの中で、各地区のお祭りを見てきて、補助金をいただいてやるお仕事の中に各地の行事の総枠の中から次の事業に丸投げをする形のものが見えるのです。あるところで、例えばAという事業をやるとそこに40万とか、ある一つの地域に30万ずつ補助をくれてぽんと丸投げをするような形で予算をやっつけ予算に使っているような部分も見受けられます。こういったことはそれが地域の伝統だというふうにご理解してしまえばそれまでですが、そろそろ合併が3年たちました。ここで新しい佐渡市の基準というものがあってもいいような気がします。それが行政がつくられなかったら、産経の委員会でつくってもしかりと考えます。こういうふうなことを考えたかどうか、お尋ねします。

3点目、最後ですが、統合によりまして人材がどちらかというと各地域の支所に事務局があった場合は、お祭りを実行しようとするともう本庁に人員が吸収されまして、地域振興課の中でお祭りやイベントに携わっていた人たちが非常に少なくなって、お祭りがなかなか受けてくれる受け皿が今不足しておるところです。こういう受け皿づくりをせずにして先に観光協会の合併をしたことによって、受け皿が今宙に浮い

ている団体が私はあるように、地区があるように思うのです。そういうふうな形の場合、佐渡観光協会の職員がその地区に、Aという地区、Bという地区に応援に入って手助けができるそういう体制が今ないように思う。そういうふうなことが非常にこれから事業を遂行していくにつけてネックになりますが、その辺について産経委員会で検討されたかどうか、その3点をお尋ねして質問を終わらせていただきます。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

金子健治産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長(金子健治君) それでは、お答えします。

職員の身分についてでありますけれども、我々委員会ではそこまで審査はしておりません。2番目の質問も同様であります。

それで、観光協会の職員の関係でありますけれども、融通できれば理想的なお話であります。委員会と してはそういった話はしておりませんけれども、同感だと思います。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時46分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 再開します。

次に、建設委員長に対する質疑を許します。

村川四郎君。

○30番(村川四郎君) 済みません。出番が少ない建設常任委員長に質問させていただきます。

議案第58号、佐渡市一般会計予算の中で、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料、シーニックバイウェイ計画策定業務委託料というのが270万上がっております。この事業は国土交通省の事業なのですけれども、全国四十数県で1県500万円ぐらいの事業で、北信越圏で2県ぐらいとかというふうに聞いています。宝くじに当たるよりというか、非常に困難なこの事業のコンサル料として270万円が計上されているわけなのですけれども、この事業を、270万の計上について納得された理由といいますか、納得されるような説明をちゃんと執行部から受けているのかどうかということです。この事業の延長線上に何かほかの目的がついているのかということと、平成14年から行っています佐渡旧10市町村でやった花の島プロジェクトの事業との関連等について説明をお願いしたいと思います。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

佐藤建設常任委員長。

○建設常任委員長(佐藤 孝君) それでは、村川議員の質問に対してお答えをいたします。

このシーニックバイウェイという事業ですけれども、これは発祥の地アメリカであります、村川議員ご存じのとおり。日本では、シーニックバイウェイ・ジャパンという名称になっております。それで、このたび佐渡市としてこれに取り組みたいということで、仮称でございますが、佐渡街道計画という名のもとに270万、これ全額コンサル料ではありません。一応この金額の内訳としましては、まず観光資源、こういう風土資源の調査、こういうものが1点。それと周遊ルートの検討、それと観光付加価値向上策の検討

という、こういう検討課題についての予算も含まれて270万ということであります。細部につきましては、 佐渡の観光資源開発をいたしまして、体験型の施設等こういうものの整備、あと沿道の景観形成、保全、 要するに看板等です。あと、未使用の土地に対する花畑の利用等自然景観の形成、こういうものの計画を 立てる、また地域の住民の活動事例を整理するというものであります。あと、周遊ルートの検討というこ とでモデルルート、一応佐渡の方は4ルートぐらいを計画しているということであります。その検討。あ と、観光向上策の検討ということで、県や市発行の観光ガイド等の整理、あと佐渡のPR方法に関する検 討、あと地元住民や観光協会等の要望等の調査、また道路整備、電柱の地中化、街路灯の景観に合ったも の、あとはガードレール、見晴らしのよい駐車場等、こういうものの整備等の検討に充てるために270万 という予算を盛ってあるという説明でございます。そして、これは全国で公募をかけまして20県を選定い たしまして、1県当たり一応500万の予算ということで今回つけるということでございます。

その後のこの事業の延長線上にあるものはということでございますが、この事業が採択されるとそういうルートごとの整備をこの後ずっと続けていくわけでありますけれども、道路整備等につきましても国交省の補助事業、こういうものが非常につきやすくなるということで、観光メーンとしてこれからやっていく佐渡島としましては先進地であります北海道、北海道は第1番目にこういうシーニックバイウェイの北海道版を取り入れて今整備をやっております。そういう形でやっていきたいということでございます。

あと、花の島プロジェクト等々の関連ということでございますが、これは当然NPO等こういう団体等、また地域の組織等を含めて皆さん方の知恵を出し合いながら佐渡島の発展のために、要するに観光に力を入れていこうということで始める事業であります。これ今月いっぱいが公募の締め切りということでありますので、この後もしというか、採択されることを願っておるわけでありますけれども、採択されればこの後具体的な案が出てくるということで話は聞いております。そういう審議内容でございます。

○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 村川四郎君。

以上です。

○30番(村川四郎君) これ委員長の今説明を聞いていますと、明らかに観光商工課的な事業なものですから、国土交通省のというと建設省になるわけなのですけれども、事業というので、ちょっとアレルギーを感じるのですけれども、たかが500万の事業、全国20県、1億円でということで、今委員長説明されたように、これそんなに新しい事業ではないのです。既に平成15年には、今言われましたけれども、北海道で公募が始まって、現在3県認定されて、あと2県が認定され、北海道では5件のルートが指定されているということでそれぞれのルートの事業が始まっているわけなのですけれども、これ不思議に思うのは1月20日からの今回公募で3月31日、あと3日しかないです。何でこの締め切り間際にこの予算が今ごろ出てきたのか。本来であれば12月議会とか9月議会という、そういう疑問が起こらなかったのかということと、きょう可決してこれからコンサルに発注するとして、この本議会できょう採択されてからコンサルに事業を発注して計画書を立てさせるのか、あるいはもう既にコンサルにはこの事業計画を発注していて、きょう通れば31日までに応募するのかというのが、ちょっと執行部からちゃんとその辺の説明があったのかということと、もし認可されなかった場合にこの事業はどういうふうにつながっていくのか、終わっていくのか、その辺の説明ありましたでしょうか。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。佐藤建設常任委員長。
- ○建設常任委員長(佐藤 孝君) ただいま村川議員の質問のとおり、3月31日締め切りということでありますけれども、これ急を急ぐような形にとられがちでありますが、これからこの事業につきましては応募要領がありまして、今応募要領を作成をしておるそうであります。10枚ほどのもの、これを出すということになっております。これを出して、そして採択されれば、それから具体的に入っていくということでありますので、その辺前もっての予算的にこの時期、もっと早い時期になぜかということでありますが、それはちょっと遅れていたということであります。

もしこれが採択されなかった場合はどうなるかと、270万を捨てるのではないかというようなお話だと思うのですけれども、これは私ども委員会の中ではこの270万で策定、これ採択されなくても策定はもちろんしなければならない。これが270万でなくても、50万でも、100万でも本来ならばこういう計画をきちっと立てて佐渡観光のために佐渡市で計画を立てなければならないというのはこれ当たり前のことでありますので、もし採択されなくてもそれに準ずるような形でこういう見本みたいなものができるわけでありますので、それを中心に地域の方々、またNPOの方々と一緒に佐渡観光をどうしていったらいいかということを考えていくということなら、それではいいのではないかと。ただ、270万のこういう委託料を使って500万しかもらえないという単純な発想ではないということ、500万をもらったからその500万でもう終わるというような事業ではないということを説明を受けております。先ほども言いましたけれども、この後の道路改良等、こういうものについての予算もつきやすくなるということでありますので、その辺で採択されるようにということで市の方も頑張っていきたいということで説明を受けております。

○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。 村川四郎君。

以上です。

○30番(村川四郎君) もう一つすっきりしないのですけれども、今計画策定中で31日までに応募する、計画策定というのが多分執行部ではできない計画で、どこかコンサルか何かに頼んでいるのではないかなという気がして、そのコンサルにそうすると予算が通る前に頼んだのかなという気もするのと、いや、そんなことないよと、今からでも十分通るのだという裏づけは、ひょっとしたらこの4月になると新組織で国土交通省から31歳のキャリアの部長が鳴り物入りで来るので、その人の手土産として持ってこられるのかなと。そうすればいつ応募してもこれ通るという出来レースもできているのかなと。それは、佐渡市にとってありがたいことだけれども、しかしちゃんとして考えてみると、これはやっぱりあるべき姿ではない。コンサルタントも、多分こういうコンサルは専門のコンサルではないとできないと思うのです。そのコンサルも国土交通省のホームページ見ますと、この国土交通省のホームページの中の次のところに、今実は1月の20日にシーニックバイウェイというしゃれた名前だったのが、国土交通省から日本風景街道という名前に決定しましたということで、日本風景街道、何だ、普通のことだなという感じがするのだけれども、そこの中に提出先、お問い合わせ先というのに日本風景街道(シーニックバイウェイ・ジャパン)戦略会議事務局(財団法人道路新産業開発機構)、ああ、天下りの組織だなという何かいろんなものが見えてくるのです。本当はその辺のところもしっかり審議して、手土産なら手土産でもいいのですけれども、もし

認可された場合、委員長は当然これで消えることなく、佐渡観光の島佐渡にとって、自然を大事にする島 にとっても大事なことなので、当然継続していきたいということなので、次の建設委員会の人もそれを引 き継いでいってほしいのですけれども、平成14年から県の地域振興局が中心になって合併前にやった旧 10市町村の花の島プロジェクトというのは4年目を迎えたのです。4年目を迎えて、平成17年から佐渡市 の観光商工課に事務局が移っています。県がやっていたときにはまだ結構3年間で熱心にまあまあ動いて いたのですけれども、今はっきり言ってこればらばらになっておるのです。10市町村にちゃんと組織があ って、それぞれのボランティア活動の人たちもおって、予算も今まで配付してきたのですけれども、ちな みに合併して平成17年の旧小木町の事業は、聞きましたらスイセンの球根を5万円で買って、あとは100% 全くのボランティアでその人たちに港の周りに植えてもらったと。事業としては、佐渡市として多分70万 ぐらいということなのです。これは佐渡全島を花の島でということで、フラワーロードで結ぼうというこ とで、さっきの私議会録持って、あんな分厚いのが三つぐらいの立派な計画ができておるのです。だから、 これを佐渡市になったら何か今ばらばらになって、事務局は佐渡市の観光商工課にあるけれども、各支所 には組織がもうない状態になっています。しっかりやっているところ佐和田と畑野ぐらいというふうに聞 いていますので。それで、予算もないし、事業もないので、ぜひ委員会ではその辺のところもこれからし っかりやって、これを実行すれば、仮に270万、27万ずつ10地区、あるいは500万で50万ずつ10地区とかに やれば、せっかく植えた小木の棕櫚とか、ツバキとか、桜の並木があるのですけれども、そういうものは 生かされて、黙っていてもシーニックバイウェイ、佐渡風景街道ができると思いますので、今後の委員会 の方でもしっかり、それから執行部の方と協力してやってほしいと思います。答弁要りません。

○議長	(浜口鶴蔵君)	以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、本案については反対討論を許します。 中村良夫君。

○25番(中村良夫君) 議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定について、少数意見に賛成の立場から委員長報告に対して反対討論を行います。

反対理由の第1は、そもそも有事法制国民保護計画は、佐渡市を守るものでも市民を保護するものでもなく、アメリカの行う戦争に市民、佐渡市、民間を強制的に動員するものだからであります。関連する議案第2号は有事の際の対策本部を設置するためのものであり、本件議案第3号は国民保護計画の策定作業を進めるためのものであり、あとは基本的に計画の内容は報告を受けるだけというまさに白紙委任に等しいやり方も許しがたいものであります。また、広く市民の皆さんから意見を聞くということはしません。この国民保護法の大もとで2003年6月に強行可決された武力攻撃事態対処法は、武力攻撃予測事態を法律に明記し、アメリカの周辺事態にも日本を動員し、対米軍事支援を可能にする法的整備を進めましたが、

これはアメリカの戦線攻撃に自衛隊が一体となって参加する危険な決定であります。まさにアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民、佐渡市民を動員する計画であり、国民保護法が義務づける佐渡市や指定公共機関による住民の避難計画や救援、それから復旧などの国民保護計画の策定は、戦争に備えるのは当然という戦争意識を持たせ、戦時動員体制をつくることに最大のねらいがあるもので、断じて許すことはできません。

反対理由の第2は、大震災や大規模災害などのときは、政府や佐渡市は市民の保護に当たることは当然ですが、有事法制における国民保護計画は災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであり、国が主催した国民保護ブロック会議で出された軍事行動が優先されるのか、避難や救援が優先されるのかとの質問に調整中などと事実上答えられないなど、佐渡市がつくる計画も明らかに米軍と自衛隊の軍事行動を優先するための計画にならざるを得ないからであります。これまでの歴史を振り返ってみても、戦争における住民保護は軍隊の軍事行動を優先し、その円滑な実行を図るためのものでした。太平洋戦争で国内で唯一地上戦闘を経験した沖縄県では、日本の軍隊によって県民は邪魔者扱いにされたり、スパイ容疑をかけられたりした上に、捕虜になることは許さないといって集団自決を強要されるなどの悲惨な経験を重ねました。また、上陸進攻してきた米軍によって戦闘作戦の円滑化のために土地を立ち退かされたり、強制的に収容所に収容されました。沖縄県議会では、担当部長は再三にわたって沖縄戦の経験をかんがみると、有事の事態に国民、そして県民を保護するというのはいかに困難であるか沖縄県民は歴史的な体験として知っており、語り継がれていると答弁しています。歴史の教訓は、戦争における国民保護は軍事作戦を思いのままに行うための方便にすぎなかったことを示しているのであります。

最後に、一般質問でも述べたように、武力攻撃事態対処法7条は、地方公共団体の役割に関して国の方針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うとしています。これは各地方公共団体、すなわち佐渡市が独自の判断で実施する措置があり得ること、つまり地域防災計画で対応するという立場をとることも可能であり、さらにいわゆるジュネーブ条約第1追加議定書第59条に基づく無防備地区宣言を行うなどの対応もとり得るものであります。住民保護という地方自治体、佐渡市の使命を生かして、国の言いなりでなく、自立性を発揮した対応をとるべきであります。ほかの自治体が悩んでいるようにあり得ないことを想定しなければならず、策定が困難で架空の計画にならざるを得ないものなど断じてつくる必要はないことを申し上げ、反対討論といたします。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、本案について賛成討論を許します。松本展国君。
- ○1番(松本展国君) 議案第3号 佐渡市国民保護協議会条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

日本が他国から武力攻撃を受けるなどということは絶対あってはならないことであり、平和を望むのは 日本国民共通の願いであります。しかし、現実の世界において、他国あるいはテロリスト集団が日本国民 の生命、財産を侵害するという事態が今後想定されないわけではなく、我々は既にそのことを近隣国によ る拉致事件あるいは不審船事件などを通して体験してきたところであります。日本はこのような場合、い かなるリスクや危険があろうともこれに対して国民の安全を守る義務があり、それが我が国の最も重要な 責務であることは明らかであります。にもかかわらず、戦後我が国は国及び政府が国民の生命、財産を守 るべき責務を果たすに耐える法的枠組みや実施計画をつくることができませんでした。これは、国、政府だけの責任ではなく、日本国民全体の責任でもあり、このような手続を踏むに十分な政治的土壌が日本国内に醸成されていなかったことによるものです。

現在武力攻撃等からの国民の生命、財産を守るための国民保護計画そのものをいかにも国が国民を戦争に巻き込むがごとくのとらえ方をして反対の立場を表明しておられる方もおりますが、社会の安定によって国民の安全が確保されるのであり、武力攻撃等の事態に対してどのように対処していくことができるのかという具体的な計画づくり及び実施体制を整えることは、国民の生命、財産を守るために不可欠なものであります。我が国がこのような視点から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を制定し、これを受けて佐渡市が区域にかかわる国民の保護のための措置に関し、広く市民の意見を求めるとともに、佐渡市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために佐渡市国民保護協議会の設置に関し必要な事項を定める本条例の制定は、佐渡市民の生命、財産を守るべき自治体の責務として当然と考えるものであります。よって、本議案に対して賛成の立場に立つものであり、議員諸氏のご賛同をお願いするものであります。

○議長	(浜口鶴蔵君)	以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第2号、議案第3号及び第58号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長(熊谷 実君) 委員会審査報告。

熊谷厚生常任委員長。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条 の規定に基づき報告します。 議案第12号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、在宅介護支援センターについて、関係条例を整理、統合するため、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市赤泊福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、在宅介護支援センター、デイサービスセンター及び保健センターについて、関係条例を整理、統合することにより、当該施設のみを規定する条例が必要となったことから、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、児童館について、関係条例を整理、統合するため、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、「健康センター」の名称を「保健センター」に改め、関係条例を整理、統合するため、所要の改正を行うものであります。 審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、母子健康センターについて、関係条例を整理、統合するため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案 どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市地域医療計画策定委員会条例の制定について。本案は、佐渡市地域医療計画を策定するための委員会を設置することについて、必要な事項を定める条例の制定を行うものであります。当該計画は、医療体制のあり方並びに二つの市立病院の役割と方向性を明確に示し、あわせて医療環境の整備と効率的な医療サービスの向上を図るための医療施策の基本となるものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。市長は、第2条に規定される当該委員会への諮問に当たっては、両市立病院の深刻な経営状況を 十分考慮した内容とされたい。

議案第59号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、予算総額を63億9,250万円とするものであり、これは前年度予算に対して2億3,170万円、約3.8%の増額であります。歳入予算は、国民健康保険税が19億2,372万3,000円、国庫支出金が18億4,109万2,000円、療養給付費等交付金が12億7,100万1,000円などであります。歳出予算は、保険給付費が43億3,366万3,000円、老人保健拠出金が12億4,093万円、介護納付金が3億9,723万円などであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本予算については、国民健康保険税をより正確に計上するために、予算編成の期限等に配慮されたい。

議案第60号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本案は、予算総額を93億4,210万円とするものであり、これは前年度予算に対して1億1,980万円、約1.3%の増額であります。歳入予算は、支

払基金交付金が49億7,501万7,000円、国庫支出金が28億8,472万8,000円、県支出金が7億2,024万1,000円 などであります。歳出予算は、医療諸費が92億9,646万1,000円などであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、予算総額を55億570万円とするものであり、これは前年度予算に対して2億8,170万円、約5.4%の増額であります。歳入予算は、国庫支出金14億9,620万円、支払基金交付金16億2,298万2,000円、県支出金6億6,995万2,000円などであります。歳出予算は、保険給付費52億987万2,000円などであります。なお、本案は介護保険法の改正を受け、新たに策定した第3期介護保険事業計画に基づき、所要の予算を計上したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、予算総額を4億4,700万円としております。これは、前年度予算に対して約5.3%の減額であります。歳入予算は、サービス収入4億2,994万2,000円などであります。歳出予算は、特別養護老人ホーム費4億4,600万円などであります。なお、当該施設の利用状況は、現在定員の105名及びショートステイの7名は満床であり、待機者は約300名であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成18年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、収益的収支の収入面で、医業収入が25億7,576万円のうち、入院収益10億3,058万9,000円、外来収益10億1,817万5,000円、その他医業収益1億3,194万1,000円、介護老人保健施設運営事業収益3億9,205万5,000円、訪問看護収益300万円、医業外収益が4億3,675万7,000円、収益全体では30億1,251万8,000円を見込み、一方費用全体では32億7,865万4,000円を予定するものであります。この結果、収益的収支の損失額は2億6,613万6,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支の収入では、一般会計からの出資金で2億2,994万円となり、支出では医療機器等の購入で2,050万円、企業債元金償還金で2億1,213万6,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する269万6,000円は、過年度損益留保資金等で補てんするものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。両病院の経営状況は極めて危機的な状況にあるため、18年度に策定される病院経営計画により、経営健全化に配慮されるよう申し入れる。また、今後厚生省令により、医師充足率が60%以下から70%以下に改定される見込みであることから、医師の確保はより困難な状況となることが予想されるので、引き続き喫緊の課題として取り組まれたい。

議案第78号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の改正を受け、新たに策定した本市の介護保険事業計画及び介護保険法施行令等の改正に伴い、平成18年度から20年度までの第1号被保険者の保険料率等を改正するものであります。新しい保険料は、本市の高齢化による要介護者、要支援者の増加並びに施設整備等に伴い介護給付費が増加する見込みのため、基準額の月額換算で3,300円、前年度の保険料より800円の増額となるものであります。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。介護施設の設置及び介護サービスの充実に一層努力されたい。

請願第3号 患者、国民の医療費負担増の中止を求める請願。本案は、だれでも、いつでも、どこでも

安心して良質の医療が平等に受けられる国民皆保険制度を守るために、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国への意見書の提出を求めるものであります。1、健保3割負担を2割に戻すなど患者負担を軽減すること。2、高齢者の窓口負担増、高額医療、人工透析の負担上限引き上げ、入院時の食費、居住費自己負担化などの患者負担増をやめること。3、高齢者から月6,000円もの保険料を年金から天引きする高齢者医療保険制度の創設をやめること。医療保険制度への国の責任を都道府県などに転嫁しないこと。4、混合診療の拡大をやめ、必要な医療は医療保険制度で給付すること。5、医師、看護師の増員や医療の安全性と質の向上のために診療報酬を改善すること。医薬品、医療材料の高価格を抜本的に是正すること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の陳情第4号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情。本案は、安全で行き届いた医療、介護を実現するために看護職員の配置基準を改善し、必要な財源を保障するよう国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(浜口鶴蔵君) 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 既に厚生常任委員長が委員長報告に入っておりましたので、文書をもって議事進行を議長のところへ届けておきましたが、先ほどの議案第3号の扱いについては、これは少数意見が留保され、そして少数意見というものが本会議において開陳されておる。ところが、議長は異議なしとこれを処理してしまった。これは、そもそものルールに違反することであって、これは既に経過してしまったからこれでいいのだなどということの処理はできない部分であります。直ちに議長は事務局と協議をして、読み間違いであるのであれば直ちに訂正をするよう申し入れておきます。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 暫時休憩します。

午後 4時30分 休憩

午後 4時56分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 再開します。

会議時間の延長

- ○議長(浜口鶴蔵君) 会議の途中ですが、あらかじめ申し上げます。 本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 暫時休憩します。

午後 4時56分 休憩

午後 4時56分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 再開します。

先ほどの加賀議員の議事進行発言に対し、協議をいたしました。その結果、ただいま厚生常任委員会の報告が終わったところでございまして、この厚生常任委員会の採決の後、巻き戻しをいたしまして、先ほどの議案第2号及び議案第3号、議案第58号それぞれ採決をいたしますので、ご了承願いたいと思います。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

先ほどの総務文教常任委員会の委員長報告の中で、議案第2号及び第3号及び58号の採決について、先ほど申し上げましたようにご異議ありませんかとのお諮りを申し上げました。しかしながら、私の耳には異議ありと届かなかった。しかし、議員諸氏の中でこれを確認したという方がございましたので、このことについて今申し上げました2号、3号、58号をこれから採決させていただきたいと思います。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第2号について採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(浜口鶴蔵君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第3号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(浜口鶴蔵君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第58号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(浜口鶴蔵君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子健治産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長(金子健治君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に 基づき報告します。

議案第19号 佐渡市石花活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域住民のコミュニティー活動を促進し、地域社会の伝統的文化の向上及び市民の福祉の増進を図るために設置する石花活性化センターが平成18年3月に竣工することに伴い、同施設の設置に必要な条例の制定を行う

ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、現在6カ所ある市営牧場について、現在の一部委託先から委託解消の申し入れを受け、当面市直営の施設として管理する必要が生じたので、所要の条例改正を行うとともに、現在の6の放牧場条例を一括条例として改めて制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市県営中山間素浜地区区画整理換地精算基金条例を廃止する条例の制定について。本 案は、県営中山間総合整備事業素浜地区において、新設される道路用地を創設換地により確保するため設 置した基金条例について、平成17年度をもって事業が完了するので、同条例を廃止するものであります。 審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市営畑野駐車場条例の制定について。本案は、畑野地区内の西町駐車場整備事業が平成17年度に竣工することに伴い、暫定条例である畑野町営駐車場設置条例を廃止し、佐渡市営畑野駐車場 条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内全域で開設されている臨時露店及び定期露店について、仮設店舗による露店の基準及び出店料等の統一を図るため、本条例の一部改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、雇用の拡大による佐渡市の活性化を目的として、事業開始時に常用労働者の数が5人未満である企業等が事業開始後最初に賦課する年度以降3年度以内に5人以上となった場合についても奨励措置の対象企業とすることにより課税免除を受けられるよう、佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 関税引き下げとミニマム・アクセス米の拡大を許さず、食料自給率向上と地域農業の振興を求める請願。本請願は、WTO交渉において日本が中心となっているG10提案が高関税品目の関税引き下げとミニマム・アクセス米の輸入枠拡大のいずれかを選択することから、高関税品目引き下げは食料の安全に影響を及ぼし、またミニマム・アクセス米の輸入枠拡大は米の在庫経費の増費につながるもので、高関税品目の関税引き下げとミニマム・アクセス米のこれ以上の輸入枠拡大を行わないよう、政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第2号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる請願。本請願は、全農家を対象にした品目ごとの価格保障を廃止し、品目横断的経営安定対策を実施することは、農村地域の過疎を加速させ、崩壊させかねないものとして、次の事項について政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。一つ、品目横断的経営安定対策を中止し、意欲あるすべての農家を対象に価格保障を基本にした経営安定対策を実現すること。一つ、規模の大小を基準にするのでなく、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策を強めること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑、討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件

について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長(佐藤 孝君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告 します。

議案第25号 佐渡市営湊駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、有料である市営湊 駐車場の利用率の向上を図るため、使用料を引き下げるよう条例の一部改正を行うものであります。審査 の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当該駐車場は、佐渡汽船乗り場の近くに位置し、利便性がよいことから、そのことを広く市民に 周知し、利用率の向上を図られたい。

議案第26号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、単独住宅の小田住宅が 老朽化により維持管理が困難になり、また入居も見込めないことから、市営住宅の用途廃止をするよう条 例の一部改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年度竣工 した小熊住宅を平成18年4月1日から特定公共賃貸住宅として管理するため、それに必要な事項を定める とともに、特定公共賃貸住宅に附帯して整備した駐車場についてもその管理に関する規定を設けるよう条 例の一部改正を行うものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決 定しました。

意見。1、特定公共賃貸住宅の入居者決定については、U・Iターン者を優先するよう検討されたい。 2、新規の市営住宅については、住宅需要の高い地域に建設するとともに、あわせて民活の促進も図ること。

議案第29号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。議案第30号 佐渡市 水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、水道の安定供給を 図るため、片辺、石花、後尾の3簡易水道を統合し、新たに高千南部簡易水道を設置すること及び二宮簡 易水道給水区域の一部を上水道の給水区域に編入するよう条例の一部改正を行うものであります。また、 基幹改良事業、簡易水道再編成推進事業及び漁業集落環境整備事業で実施した岩首簡易水道ほか8 簡易水道の起債償還額の変更に伴い、水道料金を改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共下水道埋設道路に 隣接する下水道事業認可区域外の土地が新たに宅地化されることが予想されるため、下水道事業認可区域 外の下水を公共下水道に排除することを許可できるよう条例の一部改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、 佐渡市下水道条例を改定することに伴い、認可区域外下水の排除の対象となる土地について、受益者負担 金及び分担金を賦課徴収できるよう条例の改正を行うものであります。また、旧羽茂町の区域における受 益者負担金の額について、平成18年4月の供用開始に向けた加入促進のため、隣接する区域との均衡を考 慮し、25万円を16万円に変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定し ました。

議案第33号 佐渡市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、亀脇地 区漁業集落排水処理施設分担金の額について、旧羽茂町の区域における公共下水道受益者負担金の額を改 正することに伴い、下水道受益者負担金と同額とするよう条例の一部改正を行うものであります。審査の 結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 新たに生じた土地の確認について(窪田、沢根炭屋町地内)。議案第38号 字の変更について(窪田、沢根炭屋町地内)。以上2議案は、新潟県が窪田、沢根炭屋町地内において、道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、県知事の竣工認可を得たことから、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 市道路線の認定について(白瀬10号線)。議案第40号 市道路線の認定について(真木25号線)。議案第41号 市道路線の認定について(真木26号線)。議案第42号 市道路線の認定について(上川茂29号線)。以上4議案は、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案 どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第62号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,180万円とするもので、その主な内容は合理的、効率的な維持管理を図る観点から建設改良費に12億9,649万1,000円、施設の維持管理費に2億6,318万2,000円を計上し、これに伴う主な財源としては国庫支出金5億90万円、繰入金6億6,421万3,000円、市債3億9,620万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成18年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,530万円とするもので、その主な内容は汚水処理の普及促進を図るため、下水道建設費に37億5,498万9,000円、農業集落排水建設費に1億7,811万円、漁業集落排水建設費に1億1,835万円を計上し、これに伴う主な財源としては、国庫支出金16億7,580万円、県支出金1億5,573万7,000円、一般会計繰入金18億6,971万円、市債18億60万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 平成18年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、佐渡市真野新町、長石地内に佐渡飛鳥団地の宅地造成及び分譲するための特別会計予算であり、予算の総額を歳入歳出それぞれ980万円とするものであります。主な内容としては、歳入では財産売払収入944万5,000円、歳出では公債費として地域開発事業債償還金元金及び利子828万7,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべ

きものとして決定しました。

議案第73号 平成18年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出について、収入の予定額を11億3,337万4,000円、支出の予定額を11億1,048万5,000円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を12億2,345万1,000円、支出の予定額を19億7,563万4,000円とするものであります。主な内容としては、安全で安定した水の供給のため、建設改良事業で老朽管更新及び配水管布設替え事業を予定しており、また右沢浄水場改良事業が2年目となり、本年度は4億円の予定額を計上しているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑、討論の通告がありませんので、これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案第74号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第2、議案第74号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) それでは、議案第74号をご説明させていただきます。

佐渡市教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、佐渡市教育委員会委員、石瀬佳弘氏の任期が平成18年5月7日をもって終了するので、その後任として渡邉剛忠氏を佐渡市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第75号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第3、議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、前田俊一さんの任期が平成18年6月30日をもって満了するので、その後任として山本輝久さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第76号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第4、議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間勝一さんの任期が平成18年6月30日をもって終了するので、引き続き本間さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第77号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第5、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) 議案第77号をご説明します。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、青栁憲昇さんの任期が平成18年 6月30日をもって満了するので、その後任として髙野智哉さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推 薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。な お、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第6 発議案第2号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第6、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡部幹雄君。

〔55番 渡部幹雄君登壇〕

○55番 (渡部幹雄君)

発議案第2号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年3月28日

提出者 佐渡市議会議員 渡 部 幹 雄 賛成者 " 竹 内 道 廣 " " 猪 股 文 彦 " " 小 杉 邦 男 " " 梅 澤 雅 廣

道路特定財源に関する意見書

道路は地方の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市と地方の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっている。

当市における道路は、風光明媚な海岸線を周遊し点在する集落を連絡する主要地方道佐渡一周線をはじめとして未改良で、道路防災上危険箇所も多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な現況である。また、島内の交通体系は自動車への依存度が高く、とりわけ中央に位置する総合病院までの区間は救急医療の面からも、安全で安心な幹線道路を整備すると共に、港湾、観光施設等あらゆる交通拠点の効率的な連携を図り、質の高い道路ネットワークの整備を早急に推進しなければならない。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備に必要に鑑み、その使途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えている。

よって、政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第2号についての採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 発議案第3号

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第7、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

熊谷実君。

〔49番 熊谷 実君登壇〕

○49番 (熊谷 実君)

発議案第3号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。 平成18年3月28日

提出者	佐渡市議会議員	熊	谷		実
賛成者	<i>"</i>	岩	﨑	隆	寿
"	<i>"</i>	島	倉	武	昭
"	"	稲	辺	茂	樹
"	"	臼	木		優
"	<i>"</i>	廣	瀬		擁
"	"	池	田	寅	_
"	"	中][[隆	_
"	<i>"</i>	田	中	文	夫
"	"	金	光	英	晴
"	"	根	岸	勇	雄
"	<i>"</i>	兵	庫		稔
"	<i>"</i>	梅	澤	雅	廣
"	<i>"</i>	加	賀	博	昭
"	"	岩	邼	_	Βſ

安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書

今看護の現場は、医療事故防止・安全確保のための体制整備、在院日数短縮による患者の重症化・高齢 化などによって、かつてなく過酷な実態となっている。

こうした中で、医療事故も後を絶たず、患者のいのちと安全も脅かされています。看護職員が疲れ果てて、退職などバーンアウト (燃え尽き) が進行するという看護師不足の悪循環にも陥っている。

1988年に特3類「患者2人対看護職員1人」が新設以降、17年も最高基準に据え置かれ、財政上(診療報酬上)保障されていない。

看護現場の深刻な実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するためにも、財政的な保障を行うように、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 安全でゆきとどいた医療・介護を保障するため、看護職員の配置基準を引き上げること。
- 2 患者・利用者のいのちと安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 空港対策等交通問題特別委員会の最終報告の件

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第8、空港対策等交通問題特別委員会に付託した件について、会議規則第102条 の規定により委員長の報告を求めます。

名畑空港対策特別委員長。

〔空港対策等交通問題特別委員長 名畑清一君登壇〕

○空港対策等交通問題特別委員長(名畑清一君) 本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を 次のとおり会議規則第102条の規定に基づき報告いたします。

記。佐渡空港について。現空港計画は、平成4年7月に法線が確定してからことしで14年を経過しようとしているが、依然一部の地権者からの同意が得られない状況である。新空港の整備については、産業面、観光面から必要不可欠なものであると判断している。県営空港の観点から知事の意向により佐渡空港検討委員会を立ち上げ、この答申が昨年11月中旬の予定から本年3月末に延びている状況であるが、当委員会としては市長に次の二通りの提言をする。現空港整備計画の2,000メートル滑走路を堅持し、速やかに未同意者を説得すべきである。2、全く別の場所への移転計画を模索すべきである。

佐渡航路について。当委員会は、平成16年7月29日に佐渡汽船の増便に関する決議を、同年12月6日に 観光問題等調査特別委員会との連合審査により佐渡航路の割引率改定に反対する意見書を、そして平成 17年12月27日には小木直江津航路堅持に関する意見書を提出した。このように佐渡航路については、当面 する問題に対し慎重審議の結果、決議、意見書の提出を行ってきたところである。当委員会としては、市 長に対し引き続き新潟県及び佐渡汽船との3者で十分な協議を進め、佐渡汽船への支援方法を含めて現状 維持を県に働きかけるように提言する。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

○38番(金光英晴君) それでは、質問させていただきます。まず、21回もの回数を、会議を重ねて大変ご苦労さまでした。それで、今の報告につきまして、佐渡空港について二つの意見、佐渡航路について一つの意見がついておりますけれども、その意見についてお尋ねいたします。

まず、佐渡空港についてでありますが、「現空港整備計画の2,000メートル滑走路を堅持し、速やかに未同意者を説得すべきである」と、「2、全く別の場所への移転計画を模索すべきである」という現計画用地にすれば相反する意見が併記されておるわけなのですけれども、委員会の意図するところは何なのかということをお教えいただきたいと思います。全体的に考えれば、用地を広く考えなさいよということであるならばこういうずれた意見というのはいかがなものかなというふうに感じますし、先ほども申しましたように現空港用地、現計画からすれば相反するということで、ちょっとわかりにくいのではないかなというもので、委員会の意図するところをお尋ねするものであります。

それから、佐渡航路についてですが、後段の方ですが、「佐渡汽船への支援方法を含めて」というくだりがありますが、この支援は佐渡汽船に対してどこがするのかということを教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

空港対策特別委員長。

○空港対策等交通問題特別委員長(名畑清一君) 金光議員にお答えをいたします。

県営空港ということで、知事の意向で佐渡空港検討委員会が設置されております。この答申が昨年11月中旬の予定から3月末に延び、これもまた4月に延びるとの予想であります。市長要請の当委員会といたしましては、この答申を待って慎重審議をしたいところであったわけでありますけれども、非常にこの県の検討委員会の結論、答申が延びているというようなことで、まことに私どもも議員の言われているとおり非常に苦しんだわけでありますけれども、今のところはまとめとしては二つの意見を提言ということで出たというものであります。

それから、佐渡航路につきましては、観光の誘客、物流の促進など佐渡汽船、新潟県、佐渡市は十分協議をすることという意味でありまして、例えば昨年においても3者で春、秋に実施をいたしました社会実験などの対策はその例かと判断しております。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 金光英晴君の2回目の質疑を許します。
- ○38番(金光英晴君) ちょっとお答えになっていないような気がするのですが、確かに検討委員会の答申が遅れているというのは理解しました。ですけれども、委員会の委員会として二つの相反する部分が書かれているということは、では逆にこの意見を執行部が読んでどう動けばいいのかと。相反することを二つ議会から突きつけられたと。これでは動くなよと言っていることになりませんか。そうすると、この書き方ですと、未同意者の交渉に行っていて、片方次は別の場所の移転計画もあるのですよというものを持って未同意者のところへ、地権者のところへ行って、交渉をしていい返事をくれるわけないです、これ。こういうことを平気で意見として議会に出すのはいかがかなと。これでは執行部に動くなと言っているのと

同じであります。この件は委員会としてどうお考えなのか。

それから、佐渡汽船の問題なのですが、確かに社会実験の部分はわかりますが、この支援方法も含めて、 先ほど聞いたのはだれがという部分でお尋ねしたのですけれども、この支援の方法、これも一民間会社に 対して行政が、佐渡市がもし支援していかなければならないということであるならばちょっと考え違いも 甚だしいのではないかと。この辺はどのようにお考えになるのか、再度お尋ねいたします。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 空港対策特別委員長。
- ○空港対策等交通問題特別委員長(名畑清一君) 非常に勘どころを突いた質問であると、このように思っております。ただ、私どもの調査結果といたしましては、今現在県営空港ということでございまして、あなたの言おうとしていることにつきましては私ども空港委員のメンバーの方々は近い考え方であろうと。非常にまどろっこしいといいますか、この2年間の連続であったわけであります。しかし、県営空港という前提のもとに、そして検討委員会が設置されている、この3月末にはもう既に答申が出るのだという中でこういう結論になったということをご理解いただきたいと思います。まことにこれが市の空港というようなことであればまた方向も違った結論になるのですけれども、県営ということでありますので、ご理解をいただきたいと。

それから、佐渡汽船問題、これも民間でございまして、非常に民間会社でございまして、しかし佐渡の 航路の生命線であるというようなところでありまして、なかなかご理解しがたい部分もあろうかと思いま すけれども、例えば私どもの言おうとしているところは、県と佐渡市と当事者である佐渡汽船が十分に話 し合う中で昨年行われたような、例を挙げれば春、秋の社会実験というようなものを速やかに構築をして、 観光客が増加すれば、あるいは物流が促進すれば佐渡は潤うし、民間会社であります佐渡汽船も潤ってい くわけでありまして、非常に難しい問題でありますけれども、ひとつ委員会の状況でありますので、この 辺でご理解をいただきたいと、このように思います。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。金光英晴君。
- ○38番(金光英晴君) 大体苦しいお立場は理解しました。しかし、佐渡空港ですが、県営空港といえども、 髙野市長が市長に立候補なされたときに空港問題を公約に掲げておられました。この議会でも空港に取り 組む姿勢は並々ならぬ決意をあらわしておられたわけですから、やはり議会としてもそれなりに後押しす るようにしてやらなければならないのかなと私は考えておったのですが、うがった見方をしますと、委員 長と髙野市長は同級生でごじっこんの間柄と聞いております。ツーカーの仲とも聞いております。その委 員長がこの意見をつけたということは、逆に髙野市長の要請でつくられた委員会の委員長ですから、そう すると髙野市長の意が入っているのかなというふうに勘ぐる向きもあるのです。ですから、私はちょっと この部分をおかしいなというふうに感じたものですからお尋ねして、大変苦しい胸の内をお聞きしました ので、ご答弁は結構ですが。

それと、この報告書の中に、2ページ目の上段の方に小木直江津航路堅持に関する意見書を委員会が提出したというふうに書かれておるのですけれども、この部分についてはちょっと間違いではないのかなと。

これ私質問の通告していませんけれども、ただ間違いを指摘しておきます。多分間違いではないかと。委員会が出したのではなくて、各派代表者会議の名前というか、議長名で出されたような私は記憶しておるので、その点だけ指摘しておきます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 次に、加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 名畑委員長にご質問をいたします。

通告は単品で、極めて簡単でございます。こう書いてある、私の通告書には。小木・直江津航路に対する行政課題について。県は1年間に171億円の国道整備県負担金を納めている。佐渡の350号線は一部海上のため、この対象外になっているが、佐渡が今国県に主張すべきはこの金の一部を動く国道たるカーフェリーの建造に充てさせるべきだが、その指摘がないのはなぜかと、こういう極めてわかりやすい質問。

そこで、ここに「どうなる!?小木~直江津航路」ということで、18年の2月の8日、2月の9日、2月の10日とかなり記者が精力的に取材をした記事がある。小木・直江津航路存続の実際の事務局を担当されている方は、こういうふうに言っておるのです。街頭署名など実際に活動してみての感想はと、こう聞かれて、この人は両津では両津航路の黒字が小木航路の赤字に回ってしまっていると署名してくれない人も多かったと。困るのは小木だけだろうかと投げかけておるのです。そして、小木航路を利用する人の8割は相川、2割が両津や佐和田に泊まっておると。これは小木だけの問題ではないと、こういうふうに極めて赤裸々に深刻な状態を訴えておる。

次に、これは2月の10日でございます。小木航路の廃止も含めた検討をどう受けとめましたかと、こういう質問に対して、これは両津出身の人でございますけれども、「小木航路を廃止すれば佐渡汽船がそこそこ順調に経営できるのも現実。このまま続けば赤字がはね返ってくる。両津では、現状のままでの小木航路存続に反対の声も聞かれます」と、こう言っておるのです。これは、先ほどの8日の方の発言と全く一致。

それから、2月9日には、これは政治家ですけれども、こう言っておる。現状で赤字をなくすにはという記者の問いかけに対して、小木航路の利用者を3万人ふやすこと。そうすれば1億の増収が見込めると。それに運賃を1,000円上げる。これで3億円収入がふえると。そこで記者は1,000円値上げの根拠はと、こう聞いておる。それに対して小木航路は両津航路に比べて11キロ長いと。それなのに同じ値段なのではおかしいと。赤字を出しているところで値引きをするのはサービス過剰と、こう言っておるのです。これは重大なことを言っておる、これ3人とも。いいですか。いやしくも政治家はこういう感覚ではいけない。

そこで私の通告、これは市民からもそういう、これはどういうことさとこう言っているいうふうに、今観光客は来ないと。お客さんが船に乗ってくれない。にもかかわらず1,000円上げて、そうすれば3億円増収になるのだと、こう言っておる。これは佐渡汽船がこんなこと言うならいただけるけれども、政治家はこんなことを言うべきではございません。

そこで、名畑委員長、私は政治家が言うのであれば、いいですか、新潟県全体でどれだけの国道を整備しておるかわかりません。しかし、171億というお金を国に納めておる。これ国会でも問題になっておる。どういうふうに問題になっておるかというと、今地方が財政的に苦しいときに国の直轄事業に対して地方から銭を取るとは何だと、こう言っておるわけです。佐渡は、これとはちょっと違った言い方がある。今までは、それは船をつくるときに船舶公団の利子安くしてくれぬかというようなことを言ったことはある

のです。もう一つは、旧運輸省に対して、佐渡汽船は動く国道なのだと。したがって、国道整備という名目で船をつくる。5年に1度つくるか、10年に1度つくるか、つくる。そのときにこの金を回してよこしても罰当たるまいと、こう言っている。旧町村会に所属しておった人はよくわかる。もとは旧町村会は、これを離島振興の予算要求の中に項目として入れて国と交渉しておった。そうすると、運輸省はお説のとおり、全くあなたたちの言うとおりと、こう言っておるの。残念ながら大蔵が言うこと聞かぬと、こう言っておるのです。いいですか、今まではそれでも佐渡航路というのはどうやらこうやらやっておった。3 航路で助け合いながらやっておったの。ここへ来てにっちもさっちもいかなくなったというのが私はこの小木・直江津航路の問題だろうと。

そこで、今政治家が言うべきことは単純なのだ。海上のために整備してもらえない佐渡の350号線、新潟・両津間、小木・直江津間、これは自動車を運ぶにはカーフェリーを使わなければならぬのだと。今こそ佐渡島のために国道整備費として県が納めておる171億のうち、5年間に1回50億の金くれ、このぐらいのことは私は言って当然だし、それこそ政治家の主張なのです。1,000円上げればいいなどということは全く論外だと、私はそう思います。こういう視点が特別委員会の中で議論されたのかどうか。これは、私が一般質問でも言っておるわけです。そういうことについて吟味もしなかったということになると、これは佐渡の島民に対して大変申しわけないなと、こう私は思うのだ。そこでわざと極めて具体的なことでお尋ねしたい。どうだったのですか、お聞かせを願いたい。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。名畑空港対策特別委員長。
- ○空港対策等交通問題特別委員長(名畑清一君) 人しぶりに後ろの方から、知力、体力、気力を備えた、まさに100万人の援軍を得た気持ちであります。議員がかねがね申されている車も積んでいるカーフェリーの海上は国道であるということは、議場でも、あるいはまたいろんなところでも十分そういう見解をお持ちであるということは承知しております。恥ずかしいというとおかしいのですが、この件につきましては私ども委員会では議論されませんでした。しかし、加賀議員の質問状をお受けしてみんなで集まって検討をした結果は、これはどうしても大いにこのご意見は参考にして、私どもも研究の余地大なりということであります。これからも空港は続きますけれども、海路は特別委員会では外されているようでありますが、私個人としては議員として今のお考えを十分に研さんをしてまいっていきたいと、このように思っております。加賀先生、本当にありがとうございました、どうも。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 私の2回目の質疑を封ずるがごとき答弁をするのがまことに心憎いが、これはどう ぞひとつそちらの方で聞かれておる市長も、かつての町村会が営々として毎年国に対して要求した要求文 書が保存されておるはずで、そこにはちゃんとそう書いてある。ずっと何年も書いてある。私は先ほども 申し上げましたが、こんなときこそ国が当然出して、いささかも後ろ暗いところのない金は今こそ佐渡の ために出してくれと、こう言って、せっかく佐渡汽船と県と市がこのことについて協議をしておるようで ございますから、新潟県と一緒になってこれはやれば、今までの町村会がちょろちょろとやっておったの

とは全然質的にも力の上でも違う。そのことを喚起することが、私は今佐渡市が佐渡島民のために、そして小木・直江津航路のために今貢献する最も主体的な私は要求であり、主張であろうと思うのです。名畑委員長せっかくおまえの提案よろしいと、こういうことでございますから、意をまた強くしてこれからもひとつ頑張っていきたいと思いますので、特別委員会の皆さん方からまた一段とひとつ頑張っていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

○議長(浜口鶴蔵君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。空港対策等交通問題特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、空港対策等交通問題特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第9 観光問題等調査特別委員会の最終報告の件

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第9、観光問題等調査特別委員会に付託した件について、会議規則第102条の 規定により委員長の報告を求めます。

渡邉観光問題特別委員長。

〔観光問題等調査特別委員長 渡邉庚二君登壇〕

○観光問題等調査特別委員長(渡邉庚二君) 本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条に基づき報告します。

記。新潟県観光振興課の佐渡観光における経済効果調査報告書(昭和61年)によると、「佐渡への入り込み数が1万人ふえると直接的な観光消費額はおよそ3億円増加し、それに伴う原材料波及効果は2.7億円、所得波及効果は1.9億円となる。雇用の第1次効果は47人、2次以下の波及も含めた総雇用は83人増加することになる」と記載されている。観光は単なるレジャー産業だけでなく、農林水産業や商工業にも波及する総合産業であって、低迷する佐渡経済再生の牽引役であるとの理解のもとに佐渡観光不振の原因究明と今後の対策について調査をした。その結果について報告をする。

観光協会の設立と経過について。我が国において観光事業が政策として取り上げられたのは、昭和5年に国際観光局が創設されたことに始まる。翌6年には、財団法人国際観光協会が設立されて海外に観光宣伝を行ってきた。この国策を背景に、昭和6年に佐渡支庁のあっせんによって、相川、両津、小木等の5カ町村と業者の有志によって佐渡遊覧協会が創設された。昭和9年には当時の25カ町村が加入し、佐渡観光協会と改称して今日に至っている。

観光客の入り込み数は、昭和7年の5,000人が古い記録であり、戦後は昭和26年に5万人と記されている。以後は戦後の経済復興の波に乗って順調に増加し、平成元年には念願の100万人を達成した。平成3年には121万3,628人に達したが、以後下降を続けて、平成16年には65万9,909人とピーク時の54%にまで低落した。平成17年には若干の伸びを示しているが、前年の中越大震災の影響を考慮すれば増加に転じたとは断じがたい。朝鮮戦争後の昭和30年から47年までの日本経済の平均成長率は10.2%という驚異的な伸びであったことに加えて、昭和39年の新潟国体、昭和47年、カーフェリーの就航、昭和52年、ジェットフ

ォイル就航、昭和57年、上越新幹線開業等が追い風となって佐渡観光の黄金時代が実現した。

順調に成長を続けた日本経済が、昭和60年代に入ると地価や株の急騰という資産インフレを招き、いわゆるバブル経済の破綻によって経済は急速にしぼむことになった。佐渡観光が平成3年をピークにその後減少に転じた状況は今日の日本経済の動向と軌を一にするものであって、不況が観光不振の大きな要因であることは疑いのないところである。しかし、長引く不況の中でも海外旅行は飛躍的な伸びを示し、国内旅行も増加している観光地があることは、佐渡観光の取り組みには厳しい見直しが必要である。

不振の要因。(1)、安・近・短と称される旅行形態がふえ、船に頼らざるを得ない佐渡観光が敬遠された。(2)、団体旅行よりも小グループ、個人での旅行がふえるという変化に対応できなかった。(個人旅行42.3%、2003年新潟リサーチセンター調べ)。(3)、入り込み数に目を奪われてお客様をもてなす心を失っていた。(4)、観光が関係者のみのもので、地域ぐるみの受け入れ態勢がとれていなかった。(5)、観光客は島らしさを求めていることが理解されていなかった。(6)、情勢の変化を読み取って対応すべき観光協会が旧市町村ごとに設立されていて、統一した対応ができなかった。佐渡観光協会にも指導、助言する組織力がなかった。

次に、取り組むべき課題。(1)、佐渡観光協会の統合が前倒しで実現して両津佐渡汽船ターミナル内に事務所を移す方針が示されたことに大いに期待をしたい。(2)、観光協会の統合によってさらに観光振興に取り組む決意を内外に鮮明にするため、観光立島宣言をすること。(3)、新潟、長岡、上越の各市に呼びかけて広域観光圏を確立して相互に振興を図ること。(4)、観光大使を委嘱して佐渡のよさを広めてもらう。(5)、フィルムコミッション協会の設立。(NHKのど自慢大会等の誘致)。(6)、スポーツ交流の推進と施設整備。(7)、全市民参加型の新しい祭りを立ち上げる。(8)、地産地消と観光との結びつきによって観光が総合産業であることの認識を高める。(9)、佐渡観光の基本は、自然、歴史、文化、人情であることを再認識し、それぞれを生かす振興策に取り組む。

次に、観光の原点。昭和11年4月、佐渡観光協会が発行した「観光事業と佐渡」の冊子の終章に「たとえいかに多数の外来客を佐渡に誘客しても、いかに関係者が歓待に努めても、それを迎える一般郡民諸君に心からなる親切がなく、その態度が冷淡であれば外来客誘致の目的はそのときにおいて失われ、観光事業はそのときに衰える」とあることを引用して委員会の報告とする。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 質疑の通告がありますので、発言を許します。 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 先ほどの空港対策特別委員長に対する質疑と同じように、この問題も極めて私の質問は具体的であります。

観光振興対策の視点について。佐渡観光における最大の弱点は観光振興戦略プランの欠落にあると思料するが、その点に対する具体的な指摘は報告のどこにありますかというのが私の質問でございます。まず、人様に物を聞くのですから、私の方から先に意見を言うのは失敬千万だと思いますので、まずこの報告書に私が投げかけておる問題について的確に答えている部分があるかどうか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

渡邉観光問題特別委員長。

○観光問題等調査特別委員長(渡邉庚二君) お答えを申し上げます。

結論から申し上げますと、観光振興戦略プログラムというものはなかったというのが委員の一致した考え方でありました。そのことについてまず申し上げたいのですが、私ども委員会の審査の一致した意見でもありますが、今の佐渡観光というのは線の観光にすぎない。例えば港へ上がりまして、自家用車やバスで風景、施設を見て、ホテルへ入って懇親会等で終わる。翌日も同じようなパターンで回るということでありまして、地域との交流というものがほとんど見られないのです。今私どもは30年前の佐渡観光というものを振り返ってみたいと思うのですけれども、あの当時はそれぞれの旅館のある特に港町では、夕暮れになりますと浴衣にげた履きの観光のお客さんがそぞろ歩きをするというのが、これが普通の風景でありました。ところが、その後宿泊設備が、自動車社会を反映してということでありますが、郊外に移りましてから宿泊施設はお客さんを囲い込んでしまう。外に出さないのです。観光の楽しみというのは、やっぱり私はその地域の風物、人情に触れるということが一番大きなものではなかろうかと考えております。

私の経験にしてもそうなのですが、最近私は努めてこの不況の中で伸びておる観光地というものを何カ所か訪ねてみました。例えば鹿児島の屋久島です。あるいは、大分の湯布院。先日2月の下旬には、沖縄の石垣島に行ってまいりました。この島は島の広さが約290平方キロ、佐渡の3分の1ぐらいの島でありまして、人口は4万5,000人です。ここに二つの高校があって、今選抜野球大会で最南端の島の代表ということで話題を呼んでおります八重山高校もここの島にありますが、ああいう小さい島から選抜の代表が出れるというのは、これは地域の活性化の象徴だと思うのですけれども、先日そこへ行ってきましたが、そこら辺に共通するのは観光地がもう地域ぐるみということなのです。ホテル、旅館というのはそれほど立派なものはありませんし、特に土産物等はほとんど施設の中に並べてはございません。何か珍しい土産物欲しいとか、あるいは地域の特産を食べたいというと、「どうぞお客さん、まちへ出てください」と、こういうことなのです。特に石垣島等では、これは市の中心地に土産物がびっしり並んでおる地域がございまして、一部はアーケードで、しかも全天候型になっております。そこではいろんな地域の芸能の発表というふうなものもありますし、私は2泊のうちそこへ3回足を運んできました。やっぱりそういう情緒というものが旅の楽しみを倍加することになるのではないかと思うのですが、そういうことが佐渡観光では忘れられていた。

しかし、平成3年のピークになる前からそういう予見というのはできたのです。しかし、それに対応できなかった原因というのは、私はやっぱり観光協会がばらばらであったということにあったと思うのです。 先ほど申し上げましたが、もう昭和の初めから観光協会というのはできておるわけですけれども、あくまでもそれぞれの町村に張りついておりまして、それに佐渡観光協会というものがくっついておるような状態。その中身がどうであったかということを申し上げますと、例えば今観光協会が県に上納している金額、負担金というのは総額で323万円なのです、323万円。そのうち佐渡観光協会が負担しておる金額は10万円なのです。だから、町村の観光協会が力があり過ぎて観光の変化に対応できなかったというのが佐渡の今の観光の状況だというふうに考えております。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番(加賀博昭君) 皆さん学があるものだから、報告書も非常に高邁な表現を使って書くのです。私は学もないし、そういう高邁な文章を書くということはできないです。しかし、佐渡観光の戦略プランで欠けておるもの、これ市長よく聞いておいてください。重大な欠陥があると思うのです。こんなのは難しいことはないのです。皆さんの報告の最後の(9)に、佐渡観光の基本は自然、歴史、文化、人情であることを再認識し、それぞれを生かす振興策に取り組むと、具体的でしかし抽象的に書いてある。私が書くとこうはならぬのです。うまい物の島づくりをまずやろうと、こう書きます、この後ろに。

そこで、一般質問でもやりましたから、二番せんじになるからよしますが、ここに平戸の記録があるのです。平戸は、昭和52年に197万6,200人集めた。橋をかけたので、どっと来たのです。以来15年間15万台をずっと維持しておるのですが、そこが何をやっておるかと。このままでは周辺に遅れをとると。何が遅れかといったら、平戸は海に囲まれておるけれども、5月から9月までが魚の端境期なのだと。ここのところで勝負をかけねばならぬのだということでよたよたしておったかどうかわかりませんが、平戸牛というのがおるのです。それを平戸でしか使わない肉ということにして、東京から一流の料理人、シェフを連れてきてまさに定番の味つけをやったのです。そして、5月から9月に来ればこの平戸牛のうまいのが食えるのだということで宣伝しておるのです。

そこで私は、戦略というのだからいろいろの戦略の立て方はあるのです。しかし、これから私が言うことは一言だけれども、これは極めて大事業だということでご認識していただきたい。それは先ほど私はこう言いました。それぞれを生かす振興策に取り組むというのが委員長の報告の中にある。そして、ここでうたわれておる自然、歴史、文化、人情と、これは佐渡からとることのできない大事な観光資源なのです。ところが、ここで落ちておる大事なのは、うまい物の島を宣伝すると、こういうことなのです。

そこで、私はこういうことを提案してみたいと思うのです。それは東京事務所とかがあるといって市長はよく胸張っておるけれども、私はこういう味つけをしてはどうかと。佐渡丸ごと弁当1日500個。いいですか、これ以上つくってはだめです。最高の佐渡の味を凝縮した1,000円ぐらいの弁当で、ここで賞味いただける料理は佐渡島へ上陸すれば食べられますと、こうやって宣伝してみなさい。あなたたちが百選のポスターでも行って張りめぐらすよりはもっと効果的で、うわっ、すごい弁当だなと。これは宣伝費をかけてやるのだから、値段は1,000円ですが、費用は1,200円ぐらいかければいいのです。はあ、佐渡へ行くとこんなすばらしいものが食べられるのか、それなら行こうではないかといってうわっと来る。大体観光なんていうのは、そういう単純なものなのです。そういう意味で、またこれは市長の悪口になるけれども、やっぱり政策対策室長がいるのです。そうして、これでいけと。私は一流のシェフを集めて、佐渡の食材を使って佐渡丸ごと弁当というのを売り出すと。ところが、これ売り出して佐渡へ来たら全然それとは違うもの食わせたら、これはもうだめなのです。

そういう意味で、なぜ戦略という言葉を使ったかというと、そういうものなのです。まさに戦争なのです。だから、観光振興戦略プラン。そして、全部佐渡の観光業者を引きずっていくと。おまえたちこれについてこなければこの次は全滅だぜと、来いと、こういう指導性が行政にあっていい。行政は、企画だけすればいい。自分たちが汗流して弁当つくらなくてもいい。いいですか、これが大事だと私は思うのですが、渡邉委員長はそういうことは書いていないというのだからこれ以上は言いませんが、ぜひひとつこれ

からも、観光には大変熱心な特別委員会でございますので、ひとつ今後またいい知恵を出して頑張っていただきたいなと、こう申し上げて終わります。

○議長(浜口鶴蔵君) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。観光問題等調査特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、観光問題等調査特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第10 新市建設計画等調査特別委員会の最終報告の件

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第10、新市建設計画等調査特別委員会に付託した件について、会議規則第102条 の規定により委員長の報告を求めます。

近藤新市建設計画特別委員長。

〔新市建設計画等調査特別委員長 近藤和義君登壇〕

○新市建設計画等調査特別委員長(近藤和義君) 委員会調査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告 します。

記。平成16年5月7日に議員発議で設置された当委員会は、本日までに計19回の委員会を開催し、去る 平成16年10月5日及び平成17年12月26日に新市建設計画をその全体と各課個別にわたり調査、分析し、本 会議にて中間報告をした。

現在、景気回復による税収増から一部の大都市の財政は好転しているが、佐渡市を含む地方の多くの市町村はますます苦しい財政運営が続いている。特に三位一体改革の影響は大きく、平成16年度決算で赤字に陥った自治体が全国で26団体となり、竹中総務大臣は財政規律を高めようと破綻防止へ早い段階で歳出削減を迫る仕組みを盛り込んだ自治体版の破綻法制の整備を打ち出すなど自治体運営は新たな局面を迎えている。

三位一体改革の全体像は、国の補助金を縮減し、地方の税収を上げて地方分権を進める一方、不足分は 地方交付税で調整するとしているが、国のこれまでの実施内容は国庫補助負担金の削減額に比較し、地方 への税源移譲額は不十分であり、地方交付税(臨時財政対策債含む)も佐渡市など財政力の小さい自治体 ほどその影響は大きく、大都市部の自治体への影響は極めて小さいものとなっている。

佐渡市の財政力指数は、平成16年度決算で0.26と県内の都市で最下位、全国の類似団体Ⅱ-1の中においても平均0.36を大きく下回り、同じく最下位であり、全国最低水準に位置している。

したがって、今後の佐渡市の財政運営は他の都市より三位一体改革の影響が極めて大きくなることへの 認識が肝要であり、加えて平成20年度までに普通交付税の特例を除く合併に伴う補助金や交付金等の支援 策のほとんどが終了し、その後の財政運営はますます深刻化して厳しさを増してくることが想定される。

このような状況下で、佐渡市は当委員会の過去2回の中間報告を受けて、今日までに新市建設計画において合併特例債事業費を39%、普通建設事業費を41.2%、全体で40.3%に当たる647億800万円を削減した。

上記の理由から、今後も一般財源の不足により一層の建設事業費の見直しと縮減が必要になると予測する。

高野市長も、平成18年度施政方針で小さな政府をつくること、そして類団に比較し多過ぎる職員の適正 化を述べ、本定例会でも早急に施設の統廃合と事業の見直しが必要との答弁をしているように、今後は行 財政改革の断行による経常経費の削減並びに優良起債の活用などにより、佐渡市の経済に多大な影響を与 える投資的経費の確保に努力し、佐渡市及び各地区の特色ある発展を目指すべきである。

最後に、一層の健全財政運営を求めるとともに、計画登載事業の中で何が真に佐渡市にとって不可欠な 事業であるかの取捨選択と精査を進め、この新市建設計画が未来の佐渡島づくりの礎になることを切望し、 当委員会の最終報告とする。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

新市建設計画等調査特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、新市建設計画等調査特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。

日程第11 行財政改革等調査特別委員会の最終報告の件

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第11、行財政改革等調査特別委員会に付託した件について、会議規則第102条 の規定により委員長の報告を求めます。

渡部行財政改革特別委員長。

〔行財政改革等調査特別委員長 渡部幹雄君登壇〕

○行財政改革等調査特別委員長(渡部幹雄君) 委員会調査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告 します。

記。佐渡市における財政は、合併前に約束された合併支援7項目のうち、重要な4項目(合併市町村補助金、合併特別交付金、合併特例債、普通交付税の特例)が削減または変更されたことで合併時の財政計画は5年間で366億8,800万円を削減せざるを得なくなった。さらには、合併前に支所を重視できると判断したことが行財政の面に大きな矛盾を残すことになった。このことについて当委員会は、平成16年10月5日に最初の財政分析を行い、第1回の中間報告で佐渡市最大の欠陥は行政の二重構造にあるとまとめて報告した。

その後国の三位一体改革による財政計画の見直しが平成16年及び17年と2度にわたって行われ、地方税の増収(非課税階層約5,000人への新規課税)及び地方交付税の増額に対し、国県支出金の大幅削減、臨時財政対策債(地方交付税の不足を補てんする「特例地方債」)の削減に加え、合併特例債も起債の抑制により10年間で442億6,000万円のはずが、その35%に当たる155億4,600万円を削減した結果、287億1,400万円しか見込めず、合併時の財政支援はなきに等しき状況に追い込まれた。その結果、臨時財政対策債を含む地方交付税は実質1年間に約9億円の削減となり、財政計画も5年間で366億8,800万円の削減から407億

5,600万円の削減を余儀なくされた。このことを平成17年10月6日に第2回中間報告として報告した。

このたび合併3年目を迎えるに当たり、各委員会の委員の配置がえを前に報告書をまとめることになった。平成17年度にまとめた財政計画の平成18年度財政の主要歳入にさらに大きな変更が生じている。本格的な三位一体改革は平成19年度からであることを考えると、安定的財政計画を今示すことはできない。平成18年度の財政計画では、地方税、地方交付税、国庫支出金及び地方債で19億1,400万円の減少が予想されることから、歳出で物件費及び普通建設費で12億6,800万円の削減を余儀なくされている。一方、人件費は見込み違いもあるが、2億9,300万円の増額となっている。その実態を平成18年度財政計画(当初予算)の資料で示すとともに、議会が行政改革大綱の実施状況について、今後とも厳しい監視と批判的検証を継続していくことを表明し、当委員会の最終報告とする。

- 1、財政運営の改革。(1)、計画的な財政運営を行うには、専門的な知識と的確な方策の導入が不可欠であり、特に企業会計に堪能な職員の養成と確保に努めること。(2)、財政基盤の強化。①、事務事業の見直しには、事業の進行管理表を作成し、実施状況の点検に努めるとともに、的確な事業評価を行うこと。②、公共財産の管理、運営の見直しには正確な財産目録の作成が不可欠であり、財産を掌握した上で適正な補充、処分を行うこと。ア、遊休施設については、有効活用あるいは廃止、売却、譲渡の推進を図ること。その際促進を阻む規制については緩和、撤廃策を国県と協議し、積極的に導入すること。イ、有用な施設については直営と指定管理の峻別を行い、現在既に管理委託をしている施設は、民営化を視野に入れた指定管理化を精力的に進めること。ウ、給食施設は縦割りを廃し、統廃合を進め、総合的な給食センターとすること。あわせて民営化を積極的に図ること。エ、車両管理については、事故防止の観点から安全点検の励行、配車、運行の一元管理と効率的活用に方途を求めること。オ、固定費縮減策として、借地は購入、無用なものは返還するなどして減少化を図ること。カ、財産区は廃止・民間移管の方向で、財産区と協議すること。③、補助金・委託料の整理合理化。ア、主要施策や目玉事業などについて、大胆な手当てを施すこと。イ、街灯、防犯灯の電気代の公費負担は見直すこと。(3)、歳出削減策として、事務事業の効率化を図るとともに、文書のEメール送信やIP電話の導入を図ること。
- 2、行政運営の改革。(1)、新たな行政運営の取り組みとして、市民参加を推進するための支援体制を構築すること。そのために広報、広聴機能の拡充と一元管理のもとに徹底した情報公開と透明性の確保に努めること。(2)、行政システムの改革を進めるためには、行政を評価する仕組みが不可欠である。市民等外部参加型の事業評価システムを大胆に導入するとともに、監査体制の拡充、強化も図ること。
- 3、組織・機構の改革。(1)、柔軟で機動力に富む組織とするために部長の横の連絡を強め、部内の課長、係長相互の連絡調整をきめ細かく行うこと。(2)、早期に支所の統廃合を行うとともに、市民にわかりやすく利便性のある支所、出張所体制の整備に努めること。(3)、適材適所の職員配置によって専門職の育成を図りつつ、昇格制度についても検討すること。(4)、早急に危機管理体制を整備、充実し、市民に周知すること。特にオフタイムの体制構築が必要である。(5)、事務決裁権限の見直しとともに、別途決裁、電子決裁等の導入を図って迅速性、効率性を高めること。
- 4、職員の改革。(1)、定員管理と給与の適正化。①、事務事業の見直しに即して職員定数の縮小化を 図ること。②、部課制改革、支所の統廃合に連動した職員削減計画を提示すること。③、勤続年数をベースとした給与体系や勤勉手当、寒冷地手当、特殊勤務手当は見直すこと。また、時間外勤務手当について

は、時差出勤制度等の運用を図ること。休日給については、代休に振りかえること。④、合併による給与の不均衡は職員の士気にもかかわるので、格差の中間に合わせて速やかに行うこと。(2)、職員の意識改革と能力開発には、研修制度の拡充、強化が不可欠である。職員個々に応じた育成計画(研修と配転、昇格のプログラム化とポイント制の導入)を策定すること。(3)、新たな人事管理制度は能力、実績重視と信賞必罰を原則として、係長試験制度の導入など意欲と能力と実績を正当に評価するシステムを構築すること。

なお、別添として、資料、平成17年度の財政計画(見直し)と平成18年度当初予算の比較を添付してありますが、これは資料の性格上朗読は略させていただきまして、議事録においては適正なる取り扱いをお願いいたしまして、私どもの最終報告といたします。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

行財政改革等調査特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、行財政改革等調査特別委員会は、本日をもって廃止することに決定いたしました。 ここで5分間休憩いたします。

午後 6時42分 休憩

午後 6時49分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 再開いたします。

日程第12 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(浜口鶴蔵君) 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 6時50分 休憩

〔議長 浜口鶴蔵君退場〕

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

午後 6時53分 再開

○副議長(岩野一則君) 再開いたします。

議事の都合により議長の職を交代します。

日程第13 議長の辞職

○副議長(岩野一則君) 議長、浜口鶴蔵君から議長の辞職願が提出されております。

日程第13、議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

○事務局長(佐々木 均君) それでは、朗読をさせていただきます。

本日付でございます。佐渡市議会副議長、岩野一則様。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵ということでございます。

本文でございます。辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い 出ますと。

以上でございます。

○副議長(岩野一則君) お諮りします。

浜口鶴蔵君の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩野一則君) ご異議なしと認めます。

よって、浜口鶴蔵君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程 議長の選挙

○副議長(岩野一則君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩野一則君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長(岩野一則君) ただいまの出席議員数は58名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長(岩野一則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩野一則君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(岩野一則君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

それでは、議席番号により順次投票願います。

〔投票〕

○副議長(岩野一則君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩野一則君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(岩野一則君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、稲辺茂樹君及び49番、熊谷実君を指名いたします。 両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長(岩野一則君) 選挙の結果を報告をいたします。

出席議員58名、投票総数58票、他事記載ゼロ票、白票ゼロ票、棄権ゼロ票。

有効投票中、梅澤 雅廣君 34票

大澤祐治郎君 24票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は15票です。

よって、53番、梅澤雅廣君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された53番、梅澤雅廣君に対し、会議規則第32条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

53番、梅澤雅廣君の発言を求めます。前の演壇までおいでください。

〔議長 梅澤雅廣君登壇〕

- ○議長(梅澤雅廣君) ありがとうございました。大変緊張をしております。私は、市民に選ばれた議員で構成する議会が佐渡市の将来をしっかりと見通し、当面する内外の諸問題に的確に対処していくという、つまり議会が議会としてしっかりと機能し、市民の負託に十分こたえていけるような、そういう議会の構築を目指して、私は当然でありますが、政党、会派を離れ、中立をモットーに佐渡市議会の運営に微力を尽くしてまいりたいと思います。信頼する議員の皆様方には、どうかご理解とご指導とご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)
- ○副議長(岩野一則君) ここで新議長と交代するため、休憩いたします。

午後 7時08分 休憩

〔副議長 岩野一則君退場〕

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

午後 7時16分 再開

追加日程 副議長の辞職

○議長(梅澤雅廣君) ただいま副議長、岩野一則君から副議長の辞職願が提出されております。 お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

辞職願を朗読させます。

○事務局長(佐々木 均君) それでは、朗読します。

佐渡市議会議長、梅澤雅廣様。佐渡市議会副議長、岩野一則。

本文でございます。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。 以上でございます。

○議長(梅澤雅廣君) お諮りします。

岩野一則君の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、岩野一則君の副議長の辞職を許可することに決定いたします。

追加日程 副議長の選挙

○議長(梅澤雅廣君) ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(梅澤雅廣君) ただいまの出席議員数58名。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長(梅澤雅廣君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

それでは、議席順番により順次投票願います。

〔投票〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(梅澤雅廣君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、稲辺茂樹君及び49番、熊谷実君を指名いたします。 両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(梅澤雅廣君) 選挙の結果を報告いたします。

出席議員58名、投票総数58票。

有効投票中、金子 克己君 40票

渡部 幹雄君 17票

大澤祐治郎君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は15票です。

よって、44番、金子克己君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された44番、金子克己君に対し、会議規則第32条第2項の規定により本席から当 選の告知をいたします。

44番、金子克己君の発言を求めます。演壇までおいでください。

〔副議長 金子克己君登壇〕

○副議長(金子克己君) ただいま佐渡市議会副議長を選任いただきました金子克己です。見たとおりの弱輩者でございますが、ぜひ58人の議員の皆さんのお力添えをいただき、後期の副議長の職を全うしたく思っております。私は、全力で梅澤議長を支える立場で佐渡市議会を良識の府と言われるよう推進する覚悟でございます。よろしくご指導をお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

追加日程 議席の一部変更

○議長(梅澤雅廣君) 議席の一部変更の件を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更いたします。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(佐々木 均君) それでは、申し上げます。

44番の席に岩野一則君、53番の席に浜口鶴蔵君、59番の席に金子克己君、60番の席に梅澤雅廣君。 以上でございます。

○議長(梅澤雅廣君) お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定した議席にそれぞれ着席願います。

ここで暫時休憩します。

午後 7時37分 休憩

午後 7時44分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開いたします。

日程第14 常任委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第14、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元 に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり常任委員会委員を選任することに決定いたしました。

日程第15 議会運営委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第15、議会運営委員会委員の選任について。

本日議会運営委員会委員より辞職願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により、これを許可しております。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。 休憩いたします。

午後 7時46分 休憩

午後 7時46分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会委員長に岩崎隆寿君、議会運営委員会副委員長 に田中文夫君が互選されましたので、ご報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 7時46分 休憩

午後 7時51分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開いたします。

日程第16 議会報編集特別委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第16、議会報編集特別委員会委員の選任を行います。

本日議会報編集特別委員会委員より辞職願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により、これを許可しております。

お諮りいたします。議会報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり議会報編集特別委員会委員を選任することに決定いたしました。 休憩します。

午後 7時52分 休憩

午後 7時52分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開します。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会報編集特別委員会委員長に松本展国君、議会報編集特別委員会副委員長に高野庄嗣君が互選されましたので、報告いたします。

日程第17 発議案第4号

○議長(梅澤雅廣君) 日程第17、発議案第4号 佐渡市議会空港対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩﨑君。

〔22番 岩﨑隆寿君登壇〕

○22番(岩﨑隆寿君) 議案の朗読の前に一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどの議会運営委員会におきまして委員長に就任いたしました。微力ではございますが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

発議案第4号

佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について

佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月28日

提出者	佐渡市議会議員	岩	﨑	隆	寿
賛成者	"	田	中	文	夫
<i>"</i>	"	稲	辺	茂	樹
<i>"</i>	"	大	桃	_	浩
<i>"</i>	"	金	光	英	晴
"	"	猪	股	文	彦
<i>"</i>	"][[上	龍	_
<i>"</i>	<i>"</i>	熊	谷		実

佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する ものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
 - 佐渡市議会空港対策特別委員会
- 2 付託事項
 - 佐渡空港の整備促進及び空港用地取得等に関すること
- 3 委員の定数

15人

4 期間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費 用

予算の範囲内

以上です。

○議長(梅澤雅廣君) これより発議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18 空港対策特別委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第18、空港対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました空港対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり空港対策特別委員会委員を選任することに決定いたしました。 休憩します。

午後 7時57分 休憩

午後 7時57分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開します。

委員会条例第9条第2項の規定により、空港対策特別委員会委員長に名畑清一君、空港対策特別委員会 副委員長に石塚一雄君が互選されましたので、報告いたします。

日程第19 発議案第5号

○議長(梅澤雅廣君) 日程第19、発議案第5号 佐渡市議会議員定数特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩﨑隆寿君。

[22番 岩﨑隆寿君登壇]

○22番(岩﨑隆寿君)

発議案第5号

佐渡市議会議員定数特別委員会の設置について

佐渡市議会議員定数特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月28日

提出者	佐渡市議会議員	岩	﨑	隆	寿
賛成者	<i>"</i>	田	中	文	夫
"	"	稲	辺	茂	樹
"	<i>"</i>	大	桃	_	浩
"	<i>"</i>	金	光	英	晴
"	"	猪	股	文	彦
"	"	III	上	龍	_
"	"	熊	谷		実

佐渡市議会議員定数特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する ものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会議員定数特別委員会

2 付託事項

佐渡市議会の議員定数に関すること

3 委員の定数

15人

4 期間

調査終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費 用

予算の範囲内

以上です。

○議長(梅澤雅廣君) これより発議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20 議員定数特別委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第20、議員定数特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置された議員定数特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり議員定数特別委員会委員を選任することに決定いたしました。 休憩します。

午後 8時01分 休憩

午後 8時02分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開します。

委員会条例第9条第2項の規定により、議員定数特別委員会委員長に金田淳一君、議員定数特別委員会 副委員長に本間勘太郎君が互選されましたので、報告いたします。

日程第21 発議案第6号

○議長(梅澤雅廣君) 日程第21、発議案第6号 佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置についてを議題 といたします。 提出者の説明を求めます。

岩﨑君。

〔22番 岩﨑隆寿君登壇〕

○22番 (岩﨑隆寿君)

発議案第6号

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月28日

提出者	佐渡市議会議員	岩	﨑	隆	寿
賛成者	"	田	中	文	夫
"	"	稲	辺	茂	樹
"	"	大	桃	_	浩
"	"	金	光	英	晴
"	"	猪	股	文	彦
"	"	III	上	龍	_
<i>"</i>	<i>"</i>	熊	谷		実

佐渡市議会行財政改革特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称
 - 佐渡市議会行財政改革特別委員会
- 2 付託事項
 - (1) 市の行政及び新市建設計画の検証に関すること
 - (2) 公有施設の有効利用に関すること
- 3 委員の定数

15人

4 期 間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費 用

予算の範囲内

以上です。

○議長(梅澤雅廣君) これより発議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第22 行財政改革特別委員会委員の選任

○議長(梅澤雅廣君) 日程第22、行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置された行財政改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第 1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した名簿のとおり行財政改革特別委員会委員を選任することに決定いたしました。休憩します。

午後 8時06分 休憩

午後 8時06分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開します。

委員会条例第9条第2項の規定により、行財政改革特別委員会委員長に小田純一君、行財政改革特別委員会副委員長に葛西博之君が互選されましたので、報告いたします。

日程第23 議案第80号

○議長(梅澤雅廣君) 日程第23、議案第80号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。 本間勇作君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔50番 本間勇作君退場〕

○議長(梅澤雅廣君) 本案について提出者の説明を求めます。高野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) それでは、議案第80号をご説明申し上げます。

佐渡市監査委員の選任について。本案は、佐渡市監査委員、池田寅一氏が平成18年3月27日をもって辞職したので、その後任として本間勇作氏を佐渡市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(梅澤雅廣君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議がありますので、会議規則第71条の規定により、本案の採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(梅澤雅廣君) ただいまの出席議員数は57名です。

投票用紙を配付いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(梅澤雅廣君) 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) この議案第80号についてですけれども、議長、浜口鶴蔵は議長を辞職して今新しい議長になっておるのですが、これは梅澤雅廣にしなければならぬのではないのかと思うのです。おれもちょっと自信のないところある。そこで、これではいただけないよということになるのではないかと思って、これは重要なことでございますので。もちろんこの書いてあるところを議長の発言で佐渡市議会議長、浜口鶴蔵とあるところは梅澤雅廣に直していただきたいという発言があれば、議事録でございますので、私はいいのではないかと、こう思うのですが、その辺のところをひとつ遺漏なきよう処理をしていただきたいと。
- ○議長(梅澤雅廣君) 暫時休憩します。

午後 8時10分 休憩

午後 8時15分 再開

○議長(梅澤雅廣君) 再開します。

議案の訂正

○議長(梅澤雅廣君) 加賀議員の議事進行発言、加賀議員のおっしゃるとおりであります。市長の方から 訂正したいとの申し出がありましたので、ご指摘のとおり訂正することでご了解くださるようお願いいた します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) それでは、髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

- ○市長(高野宏一郎君) ただいまご提案申し上げた書類の中に、ご指摘のとおり浜口前議長の名前がございました。新議長に訂正させていただきたいと、おわびしてご報告申します。よろしくお願いします。
- ○議長(梅澤雅廣君) ご異議がありますので、会議規則第71条の規定により、本案の採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長(梅澤雅廣君) ただいまの出席議員数は57名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長(梅澤雅廣君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。

それでは、議席番号により順次投票願います。

〔投 票〕

○議長(梅澤雅廣君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(梅澤雅廣君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(梅澤雅廣君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、稲辺茂樹君及び49番、熊谷実君を指名します。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(梅澤雅廣君) 選挙の結果を報告します。

出席議員57名、投票総数56票。

有効投票中、賛成 37票

反対 17票

白票 2票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第80号についてはこれに同意することに決定いたしました。

〔50番 本間勇作君入場〕

日程第24 議員の派遣について

○議長(梅澤雅廣君) 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員の見聞を広め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するため、平成18年度において原則各常任委員会は視察研修を行うものとし、視察研修の目的、場所、その他必要な事項については当該委員会等において協議の上実施することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(梅澤雅廣君) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決定いたしました。

○議長(梅澤雅廣君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 市長から発言を求められておりますので、これを許します。 髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) それでは、今市議会の定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 去る3月1日に招集させていただきました18年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして一言ということでございますが、本定例会では専決処分の承認を求める議案が1件、条例に関する議案が33件、補正予算及び平成18年度予算に関する議案が31件、人事に関する議案が5件、その他10件、合わせて80件の議案についてご審議をいただきました。

ちょうど折り返しを迎えまして、あと2年でございますが、本当に合併後のこの2年と、それから三位 一体が一緒になりまして、市民の皆さん方には当初願っていた計画が大幅に縮小するというご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げていきたいというふうに思います。ただ、皆さん方のご意見もいただきまして、健全な財政への足取りができかけてきたという意味では非常に感謝申し上げておるところでございます。これからも多くの課題解決に向けて進むために組織体制強化を図ってまいりますが、その中で今まで産業観光部長に離島振興市町村では初めてとなります国土交通省からの職員をお願いしたという初めての経験と、また県からの相互派遣交流でたくさんの人材との交流を通じて組織体制を強めていきたいというふうに思います。

終わりになりますが、今議会におきましていただきました多くのご意見並びにご提言につきましては真摯に検討させていただきまして、次の道への足取りをしっかりしたものにしていきたいと、このように考えます。議員の皆さん方のご理解とご協力をまたお願いしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(梅澤雅廣君) 以上で会議を閉じます。

平成18年第1回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 8時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年3月28日

議長梅澤雅廣

前 議 長 浜 口 鶴 蔵

前副議長 岩 野 一 則

署名議員 浜田 正 敏

署名議員 牧野秀夫